

○議事日程（令和元年9月18日第2日）

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 諸般の報告

日程第3 町政一般に関する質問

○本日の議長並びに出席議員及び欠席議員は次のとおりである。

議長 長 澤 龍 夫

○出席議員

1番	西 脇 康	2番	清 水 由美子
3番	小 寺 光 信	4番	北 倉 義 博
5番	岩 永 義 仁	6番	長 澤 龍 夫
7番	大 橋 三 男	8番	吉 田 太 郎
9番	早 崎 百合子	10番	野 村 永 一
11番	田 中 敏 弘	12番	松 永 民 夫
13番	水 谷 久美子		

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町 長	大 橋 孝	副 町 長	柏 渕 裕 昭
教 育 長	並 河 清 次	総 務 部 長 兼 企 画 政 策 課 長	松 岡 弘 康
総務部総務課長	中 島 恵 美	総務部税務課長	大 倉 修
住民福祉部長兼 健康福祉課長	久保寺 利 明	住 民 福 祉 部 住 民 人 権 課 長	田 中 実
住 民 福 祉 部 子 ど も 課 長	近 藤 真由美	住 民 福 祉 部 生 活 環 境 課 長 心 得	間 山 剛
産業建設部長兼 水 道 課 長	田 中 一 也	特命事項推進監兼 産業建設部企業誘致・ 商 工 観 光 課 長	川 地 憲 元
産 業 建 設 部 農 林 振 興 課 長	川 口 智 也	産 業 建 設 部 建 設 課 長	高 橋 正 人
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	田 中 隆	教育委員会事務局長兼 教育総務課長兼 ス ポー ツ 振 興 課 長	西 川 敏 明
教 育 委 員 会 生 涯 学 習 課 長	西 脇 直 樹	消 防 長	三 和 隆 夫

消 防 次 長 兼
予 防 課 長

吉 田 英 之

消 防 次 長 兼
消 防 総 務 課 長

廣 澤 幸 雄

警 防 課 長

三 輪 則 夫

○職務のため議場に出席した者は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長

藤 田 勝 彦

議 会 事 務 局 書 記

稲 川 諭 実 彦

(開議時間 午前 9 時30分)

○議長(長澤龍夫君) おはようございます。

令和元年第3回養老町議会定例会を再開するに当たり、議員並びに執行部各位には御多用のところ御出席を賜り、ありがとうございます。

開議に先立ち、町民憲章の朗唱を行います。全員の御起立をお願いします。なお、傍聴者の皆さんも御一緒をお願いいたします。

前段を私が読み上げますので、後段を皆さんでよろしくをお願いいたします。

—— 「町民憲章」朗唱 ——

○議長(長澤龍夫君) ありがとうございます。御着席ください。

本日の会議は、全員出席であります。

ただいまから令和元年第3回養老町議会定例会を再開し、本日の会議を開きます。

○議長(長澤龍夫君) それでは、日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第127条の規定によって、12番 松永民夫君、13番 水谷久美子君を指名します。

○議長(長澤龍夫君) 次に、日程第2、諸般の報告を行います。

本日の日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

これで諸般の報告を終わります。

○議長(長澤龍夫君) 次に、日程第3、町政一般に関する質問を行います。

なお、一般質問は養老町議会会議規則第56条第1項の規定に基づき、議員1人当たりの質問・答弁の時間を60分以内といたします。

それでは、6名の議員から質問の通告がありますので、順次発言を許可します。

最初に、3番 小寺光信君。

○3番(小寺光信君) 失礼します。議長より発言の許可をいただきましたので、発言させていただきます。

それでは、一般質問通告書に従って質問させていただきます。

1つ目、養老町の消防について、2つ目、鳥獣被害対策についての2点について質問いたします。

まず、1つ目の養老町の消防について。

養老町の消防は、養老町と大垣市、上石津町を含む範囲で、養老町消防本部が消防事務をつかさどっています。消防の必要性は誰もが認めるところですが、具体的にはどの程度整備されているのか、基準はあるのか、またどのようなものか、なかなか理解しづらいものがあります。

消防力の整備指針・消防水利の基準第2次改訂版が、最近ですが、令和元年7月1日に発刊されております。それによりますと、消防力の整備指針（平成12年消防庁告示第1号）は、昭和36年、市町村が火災の予防、警戒等を行うために、必要な最小限度の施設及び人員を定める基準として制定した後、数次の改正を経て、平成12年には消防を取り巻く諸情勢の変化への対応と、市町村の自主的決定要素の拡充のため、その全部が改訂された。平成17年には、警防・予防・救急・救助等の各分野の実務強化を図り、あらゆる災害に対応できる体制整備の必要性から、時代に即した基本理念や新たな視点を反映した基準とするため、一部改正が行われ、名称も「消防力の整備指針」に改められております。

一方、消防水利の基準（昭和39年消防庁告示第7号）は、昭和39年に制定され、市町村はこれに基づき消防水利の整備に努めてきたものである。その後、平成26年には東日本大震災において消防職員等が被災した訓練等を踏まえた消防力の整備指針及び消防水利の基準の一部改正が、平成29年には救急隊の定義に係る消防力の整備指針の一部改正が行われている。

近年の消防を取り巻く環境としては、平成28年の新潟県糸魚川市における市街地大規模火災や平成29年の埼玉県三芳町における大規模倉庫火災が発生したほか、緊急出動件数や防火対象数については、年々増加する傾向が続いている。

このような状況の中で、改めて最近の火災、緊急、救助事案等の災害発生状況や消防を取り巻く環境などについて、状況の確認、検討を行い、平成31年3月に消防力の整備指針の一部改正がなされたものであるとされております。それで、現在の養老町の消防全体にかかわることとして質問します。

1点目、消防力の整備指針、消防力の整備指針と現有消防力との比較はどのような状態か。過去3年間の状態は。2点目、人員にかかわる指針、消防団の設置、消防団の業務及び総数は。3点目、消防水利の基準、消防水利の設置及び消防水利の管理状況は。4点目、女性防火クラブ、少年消防クラブ、幼年消防クラブの活動状況について。5点目、養老町の火災状況は。以上5点について質問します。

○議長（長澤龍夫君） 三和消防長、答弁。

○消防長（三和隆夫君） それでは、小寺議員の養老町の消防について5点の質問の中から、まず1点目の消防力の整備指針、消防力の整備指針と現有消防力との比較はどのような状態か。過去3年間の状態はの質問に回答させていただきます。

消防力の整備指針と現有消防力との比較状況であります。管内人口を3万4,000人として算出しますと、署所の数では1カ所となっておりますが、地域の特性を勘案し、本署と南部分署、上石津分署を設置し、計3カ所としております。

動力消防ポンプの数では、消防ポンプ自動車は人口割では3台の基準であります。地域特性を勘案し、本署に2台、各分署に1台ずつ配備し、計4台保有しております。

続きまして、はしご自動車については、消防力の整備指針第7条には、管轄区域に15メートル以上の中高層建物が10棟以上ある場合は1台配置するとなっております。管内には中高層建物が45棟ありますが、配置されておられません。

その理由といたしまして、消防整備指針第7条の2に、隣接消防署に配備されたはしご車が出動から現場での活動の開始までが30分未満で完了することができれば、この限りでないとなり、隣接消防署に応援を委ねる体制をとっております。

化学消防車については、整備指針と現有消防力は同じであります。

救急自動車は、人口割では2台の配置であります。地域特性を勘案し、各署に配置し、現有3台となっております。

最後に、消防本部及び署所の消防職員の総数についてですが、整備指針と現有消防力との比較は、基準116人に対して現有62名で、不足数54名、充足率は53.4%であります。西濃地区の平均値は59.2%で、比較すると、若干ですが下回っております。また、岐阜県下では62.1%となっております。

対応困難な災害が発生し、車両または人員が不足した場合は、応援協定により、隣接消防署に応援出動をしていただいております。

過去3年間でありますが、車両の現有数に変化はなく、職員数は、平成29年59人、平成30年60人、平成31年62名と増加しております。

続いて2点目ですけれども、人員に係る指針についてですが、消防団の設置、消防団の業務の総数についての質問に回答させていただきます。

まず初めに、消防団の設置についてお答えいたします。

消防団は、地域防災力の中核として、将来にわたり欠くことのできない代替性のない存在として、市町村に一団置くものとなっており、当町では昭和32年3月1日に養老町消防団が設置されております。

続きまして、消防団の業務についてお答えいたします。

消防団員は、通常各自の職業につきながら、平時の予防・防災活動や火災時の消防・防災活動に従事しております。その業務内容として、火災の鎮圧に関する業務、火災の予防及び警戒に関する業務、救助に関する業務、地震・風水害等の災害の予防・警戒及び防除並びに災害時における住民の避難誘導等に関する業務、武力攻撃事態等における警報の伝達、住民の避難誘導等国民の保護のための措置に関する業務、地域住民に対する指導、協力、支援及び啓発に関する業務、消防団の庶務の処理等の業務、前各号に掲げるもののほか、地域の実情に応じて特に必要とされる業務、こういった業務をもとに、火災予防広報や防災訓練にも参加し、防災活動、消防操法訓練、消防水利点検も行っております。

以上のことが、消防団の主な業務となります。

次に、養老町消防団の総数についてお答えいたします。

養老町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例に基づき、養老町消防団員の定数は400人となっております。実員といたしましては、399人となっております。

以上のことが、団員の総数となります。

続きまして、3点目の消防水利の基準で、消防水利の配置及び消防水利の管理状況についての質問に回答させていただきます。

消防水利の基準としましては、消防法第20条第1項の中で、消防に必要な消防水利施設は、当該市町村長が設置し、維持し及び管理するものと定められており、常時貯水量が40立方メートル以上または取水可能水量が毎分1立法メートル以上で、かつ40分以上の給水能力を有するものでなければならないと定められております。

平成31年4月1日現在の消防施設整備計画実態調査における消防水利地図を作成したところ、算定数701カ所、整備数が492カ所であり、充足率70.2%でした。全国平均70.18%と比較すると平均値となっておりますが、適正な配置まで至っておらず、水路、池などを調査し、中・長期的な計画を立て、適正な配置と充足率アップに努めていきたいと考えております。また、水利の管理状況ですが、年2回職員による水利調査と消防団各分団での点検を実施しております。

続いて、4点目の女性防火クラブ、少年防火クラブ、幼年消防クラブの活動状況についての質問に回答させていただきます。

消防に関係する防火・防災団体は、消防団を初め、女性防火クラブ、少年消防クラブ、幼年消防クラブがあり、このような民間防火組織の育成について昭和37年自消甲第33号消防庁長官通知により、女性防火クラブにあっては家庭に対しての火災予防に関する啓発を図り、家庭から生ずる火災を予防するための施策を推進することとあり、また少年消防クラブについては、組織の整備及び指導者の育成、活動内容の充実を図ることとなっております。

女性防火クラブは、現在8分会、会員数931名で、全会員が家庭を守る主婦で構成され、年間計画に基づき活動しております。主な活動として、「家庭の防火は女性の手で」をスローガンとして、自助・共助のため防火の集いと称して、防火・防災にかかわる講習会の実施、岐阜県女性防火クラブ指導者研修会、県外への視察研修により各家庭や地区の防火・防災に向けた取り組みを実施しております。

また、各分会において消火器、消火栓の取り扱い訓練、防火広報、普通救命講習、また町民運動会等へ参加協力するなど、会員相互に知識・技術の習得、防火意識の高揚を図る目的で活動しております。

続いて、少年消防クラブは、町内小・中学校8校からクラブ員487名で構成され、各小学校において年1回以上の避難訓練を実施しており、毎年各小学校より代表者4名、計28名が参加し、岐阜県広域防災センターへ向かい、地震体験、初期消火訓練などを体験し、各小学校の防災リーダーを担っていただいております。

続いて、幼年消防クラブは、町内の保育園、こども園10園696名の園児で構成されており、年2回以上の避難訓練を定期的に行っていたしており、また春の火災予防運動期間中は、消防職員が消防車による巡回訪問を行い、園児とのふれあい防火講話などを実施し、このころより防災意識づけを行い、将来の防災の担い手を育成、確保に資するため活動しております。

続きまして、最後の5点目の養老町の火災状況についての質問に回答させていただきます。

平成30年消防白書によりますと、全国で出火件数は3万9,373件、人口1万人に対する出火率は3.1で、岐阜県では出火件数667件、出火率3.2と全国の24番目で、ほぼ全国平均にあります。平成30年の養老町は出火件数12件、当時の人口2万9,130人、出火率は4.1と、全国や岐阜県と比較しても大きな数字となっております。

管内の過去20年の平均出火件数は、平成11年から平成20年までの平均出火件数20件、平均損害額5,314万8,000円、平成16年から平成25年までの平均出火件数16件、平均損害額2,692万5,000円、平成21年から平成30年までの平均出火件数が13件、平均損害額2,791万3,000円となっており、数字が示すとおり養老管内の平均出火件数及び平均損害額は減少傾向にあります。

全国の出火原因別を見ますと、放火または放火の疑い、たばこ及び焚き火と毎年上位にあります。養老町につきましては、放火または放火の疑いの原因は少なく、こんろ及び焚き火が上位を示しております。

近年では、健康増進法による禁煙や多くの家庭でオール電化にさま変わりしたことにより、若干ではありますが、減少傾向になっているのではないかと考えられます。

消防といたしましては、今後、火災出動は減少傾向にありますが、高齢化社会で救急出動の占める割合が増加し、多種多様にわたる災害出動体制が手薄となる場合もございますが、近隣消防本部への応援要請や、消防団を初めとする女性防災クラブなどの協力を得て防火活動を実施し、消防力の整備指針に沿って安心・安全なまちづくりへと努めてまいりたいと思います。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（長澤龍夫君） 小寺光信君。

○3番（小寺光信君） ただいま御答弁いただきました。ありがとうございます。

1点目の回答では、消防署は地域の特性を勘案して、本署、南分署、上石津分署の3カ所、消防ポンプ自動車は人口割基準3台に対し4台、はしご車は基準2台に対してなし、化学消防車は基準1台に対して1台、それから救急車は人口割基準2台に対して3台、職員数は警防要員等含めて116人に対して62名、過去3カ年の職員数は平成29年度で59人、平成30年度で60人、平成31年度で62人です。

2点目の回答では、消防団の設置は昭和32年3月1日設置。消防団の業務は、1つ目、

火事の鎮圧、2つ目、火災の予防及び警戒、3つ目、救助、4つ目、地震、風水害等の災害予防、それから警戒及び防除並びに災害時の住民の避難誘導等があります。5つ目、武力攻撃事態等における警報の伝達、住民の避難誘導等国民の保護のための措置、6つ目、地域住民等に対する指導、協力、支援及び啓発、7つ目、消防団の庶務の処理、それから8つ目、地域の実情に応じて特に必要とされる業務、このほかに火災予防広報や防災訓練、防災活動、消防団操法訓練、消防水利点検等が主な業務であること、消防団の数では、条例定数400人に対して399人であると伺いました。消防団は、養老町にとって非常に重要な役割を占めていることがうかがえます。

3点目の回答では、消防水利の基準、消防水利の設置及び消防水利の管理状況では、水利基準及び配置では常時貯水量が40立方メートル以上、または取水可能水量が1分間に1立法メートル以上で、かつ連続40分以上の給水能力を有するもので701カ所に対して492カ所で、充足率70.2%、全国の平均値より70.1%でごく微増です。水利の状況では、年2回の水利調査と消防団各団での点検を行っている。

それから、4点目の回答では、女性消防クラブは現在8分会、会員数931人で、「家庭の防火は女性の手で」をスローガンに、自助・共助のために家庭の防災、各種の女性の活動がされている。少年消防クラブでは、小・中校8校からクラブ員487名で構成され、年1回以上の避難訓練、岐阜県防災センターによる小・中学校生28名の防災リーダーの養成等です。幼年消防クラブでは、町内の保育園、こども園10園の698名の園児で構成。年2回以上の避難訓練、消防車による消防職員との触れ合い等による防災の意識づけが行われている。

それから5点目の回答では、養老町の災害状況では、平成30年度、人口1万人に対する出火率は全国では3.1、岐阜県では3.2、養老町では4.1と高くなっています。出火件数は平成11年－20年の20件、平均損害額は5,314万8,000円、16年から25年で16件、平均損害額2,692万5,000円、平成21年から30年で13件、平均損害額2,791万3,000円です。養老町の火災出火率は全国と比較して132%、岐阜県と比較して128%と高い数字となっております。この高い数字の中で、養老町の出火件数は5年ごとの数値では減少の傾向にあります。人口減少のゆえんもありますが、消防団、女性防火クラブ、少年消防クラブ、幼年消防クラブの活動による火災予防活動の効果が、徐々にではあるがあらわれている傾向ではないかと推察します。

しかし、全国及び岐阜県より火災出火率が高い状況で、養老町の減少傾向において視点を変えて、現在から過去へと見てみますと、先ほどの5年ごとの10年スパンの出火件数では153.8%の増になります。また、平均損害額では190%の増になります。言ってみれば、それだけ危険をはらむ出火件数が多い時期及び平均損害額が大きかったと言えます。

ただいま1点から5点について回答いただきましたものを消防年報及び平成30年度の

消防白書に関連してみますと、車両整備、水利整備、防火啓発運動等に伴い火災の件数は全国及び岐阜県に比べて比較的高いものの、養老町としては件数、平均損害は減少傾向にある。しかし、現状を鑑みて、状況を考慮しても、ことしの３月議会で職員の定数条例が見直されておりますが、まだ大幅に不足していることが考えられてるのではないかと思料します。

それでは、再質問を行います。

消防署には、緊急業務として救助活動がありますが、救急状況において質問します。救急出場の占める割合が増加し、火災出動体制が手薄となる場合があるとのことですが、過去に管内の救急車が全て出場してしまった回数と時間について質問します。

○議長（長澤龍夫君） 三和消防長、答弁。自席にて答弁。

○消防長（三和隆夫君） ただいまの小寺議員の再質問で、救急出場の増加で災害出動体制が手薄となる場合があるということで、管内に救急車が全て出場してしまった回数と時間についての質問に対してお答えさせていただきます。

管内、過去３年間の救急出場件数は、平成28年から1,662件、平成29年1,678件、平成30年1,623件とほぼ横ばい状態ではありますが、昨今の救急隊員の現場活動は多種多様化する災害対応と高度な救急救命処置を実施するなど、その任務は重責があります。また、出場から帰所までの平均時間が76分とかなりの負担がのしかかっているのが現実であります。そのような中、管内の救急車が全て出場してしまい、その後、災害対応が困難になった件数と、その最長時間は、平成28年７件で67分間、平成29年４件で45分間、平成30年５件で80分となっております。

なお、緊急車両が出場困難な状態が発生した場合には、応援協定により隣接の消防署及び非番職員の招集で対応しております。以上でございます。

〔３番議員挙手〕

○議長（長澤龍夫君） その前に、回答の復唱は避けて質問ください。よろしく願います。

小寺光信君。

○３番（小寺光信君） それでは、ただいまの回答について質問します。

先ほど、出場件数について数値をいただきました。養老町は1,600件ほど、多数あります。その中で、67分間とか、45分間とか、80分間という空白の時間が生じております。こういう時間というものは非常に重要な案件だと思います。

ただいまの答弁では、緊急車両が出場した場合、隣接のところで消防署及び非番職員で対応するということを言っていただきましたが、火災等発生の初期の対応が非常に重要で、その中で対応困難な空白の時間が生じることは極力回避すべき事項で、改善を要望します。今後は、多種な火災、緊急出場及び火災が予想される中で、火災が発生しても対応のとれる車両、人員の配置が適正にされることは一番望むところです。

平成31年3月において基準が116人に対して、職員定数64人になっておりますが、緊急業務、火災及び災害に関連する諸事の発生等に対応ができ、安心・安全で暮らせる町養老を目指すためにも、養老町消防職員の適正な配置を望むものです。

続きまして、2つ目の鳥獣被害対策について質問します。

養老町の土地利用は、養老町景観形成基本計画の報告によりますと、本町の町面積は72.1平方キロメートルであり、全体の60.4%が農用地で占め、山林が25.6%、宅地が9.2%であり、本町では養老山系を背景として、東部の平地で恵まれた水と肥沃な土地を生かして水稻が営まれてきた。そして、人々の暮らしは水の得やすい扇状地や水害による難を逃れるため、平地内のわずかな微高地で営まれてきた。そのため、農用地や山林、河川の土地利用が大半を占め、宅地や道路等はわずかである。

また、養老山地は杉、ヒノキ等の植林と、クヌギ、コナラ群落等で覆われた自然豊かな樹林地となっており、扇状地は古くからの集落地と果樹園として利用されているところが多くあります。これにあわせて、人の住みやすい、また果樹園といった地域には自然と鳥獣が宿しており、作物への被害は十分に考えられます。

養老町の作成計画年度、平成23年度の鳥獣被害防止によりますと、イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、ヌートリア、カラスなどが対象鳥獣となっております。イノシシによる被害は中山間地域で特に深刻で、7月から10月における水稻への被害が多く、また4月から5月にかけてはタケノコの食害が多く、またカボチャ等の野菜や芋類の食害、田畑の踏み荒らし、あぜの破壊など、あらゆる被害が出ている。

ニホンジカによる被害は、中山間地域を中心に年間を通して発生している。特に、水稻、野菜、果樹への被害が多くなっている。ニホンザルによる被害は、年間を通して発生している。また、野菜、果樹のみ食害が中心となっている。ヌートリアによる被害は、主に水辺付近で発生している。カラスによる被害は、水稻、麦においては収穫時に発生している。また、水田への群れで行動しているため、被害が拡大している。民家などの電線に群れでとまるため、ふんによる被害が多いとされています。

このことから、次の3点について質問します。

鳥獣害被害の過去3カ年、平成28年から30年度の被害状況について。それから2点目、被害防止策、保護等に関する取り組み。3点目、被害防止策、防護柵の設置等による取り組みについて質問します。

○議長（長澤龍夫君） 川口農林振興課長、答弁。

○産業建設部農林振興課長（川口智也君） ただいまの小寺議員の質問に関しまして、鳥獣被害対策の詳細に関することでございますので、私のほうからお答えさせていただきます。

1点目、鳥獣による過去3カ年の被害状況の面積と金額についてでございます。

被害状況は、鳥獣ごとに推計しておりますので、重複しているところも含めた延べの

数字で、平成28年度は被害面積が883アール、農業被害額が210万2,000円、平成29年度は被害面積が501アール、被害額が153万6,000円、平成30年度は被害面積が411アール、被害額が141万1,000円であり、年々被害面積や被害額が減少傾向にある状況でございます。

2つ目の質問も関連するところでございますが、参考に、捕獲頭数を対象鳥獣別に申し上げますと、イノシシが平成28年度に76頭、平成29年度に64頭、平成30年度に55頭捕獲しました。ニホンジカにつきましては、個体数調整を除き、平成28年度に346頭、平成29年度に468頭、平成30年度に232頭を捕獲しました。

次に、ニホンザルにつきましては、平成28年度に44頭、平成29年度に36頭、平成30年度に19頭を捕獲しました。

また、ヌートリアにつきましては、平成28年度に69頭、平成29年度に85頭、平成30年度に244頭を捕獲しました。

さらに、カラスにつきましては、平成28年度に500羽、平成29年度に519羽、平成30年度には1,145羽を捕獲するなど、対策を講じているところでございます。

2つ目の捕獲等に関する取り組みということで、捕獲等に関する取り組みについてでございますが、鳥獣の捕獲等を行うに当たっては、許可を受ける必要があり、この許可を受けた者のみが鳥獣の捕獲を行うことができるとされております。

養老町におきましては、わなや猟銃の有資格者で捕獲に対する知識や経験を有し、捕獲後の処分方法について習熟されている養老郡猟友会との間で委託契約を締結し、有害鳥獣の捕獲を実施しております。

具体的な捕獲の活動につきましては、個体数調整捕獲・緊急捕獲と加害個体の捕獲がございまして、個体数調整捕獲や緊急捕獲は、町内の特定鳥獣（ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル）の絶対数を減らすもので、個体数を減らすことにより鳥獣が生息できる環境を確保することを目的としております。これに対し、加害個体の捕獲は、農作物等を荒らす個体そのものを捕獲することにより被害を低減させることを目的としており、ニホンジカ、イノシシ、ヌートリア、ハクビシン、タヌキ、キツネ、イタチ、最近ですとアライグマとかですね、カラス、ドバトなどを対象としております。

捕獲までの流れといたしましては、地域の区長さんや被害に遭われた方からの依頼を受け、猟友会による捕獲を行っていただいております。イノシシ、鹿につきましては、防護柵設置に伴う効果から捕獲頭数が減少傾向にあるのに対し、ハクビシンやアライグマなど小動物に対する捕獲依頼がふえているとともに、ヌートリアによるあぜの破壊、巣穴による農道、のり面の崩壊などの相談が多数寄せられており、町といたしましてもヌートリアの捕獲報償費を増額し、対応しているところでございます。

3点目の防護柵の設置についてということでございます。

防護柵の設置に当たりましては、各地区による鳥獣被害防止対策協議会を設置し、地

元による自力施工により防護柵を設置していただき、設置後の維持管理も地元によって行っていております。町は、防護柵の設置費用、材料代でございますが、それに対して補助を行っているほか、協議会の活動について支援しております。

また、防護柵の設置状況につきましては、象鼻山周辺の橋爪地区及び沢田地区から上多度地区までの区間において、一部の地域を除きまして養老山の山際に沿って防護柵が設置されております。

これらはおおむね平成24年度から昨年度までに整備されたもので、養老公園内の施工箇所も加えますと、総延長は約1万3,100メートルとなっております。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（長澤龍夫君） 小寺光信君。

○3番（小寺光信君） ただいま1点から3点について回答いただきました。

簡単にまとめてみますと、イノシシ、ニホンジカ、ニホンザルでは結構減少していると。ただ、カラス、ヌートリアでは激増していると。それから、2点目のところですけれども、捕獲については養老郡猟友会について委託をお願いしていると。それから3点目ですけれども、防護柵の設置については鳥獣被害防止協議会において設置をして、材料だけ補助をして、それらの維持管理は地元で行っているということです。

これらの3点を考えてみますと、平成23年以降の養老町鳥獣被害防止計画以降、ここ3年間ぐらいでは、全体的には一部増加はあるものの減少傾向にある。その理由は、養老郡猟友会の取り組みの結果であり、あるいは山間部と民間部との境界付近に設置した防護柵の一部未設置区間があるものの、設置等によるものではないかと推察します。

ここから再質問に入ります。

鳥獣被害の状況、被害防止策の回答をいただきましたが、イノシシの対策を考慮したとき、豚コレラを見逃すことはできません。関東地方にも広がりを見せている豚コレラではありますが、養老町における豚コレラの発生及び状況について質問します。

○議長（長澤龍夫君） 川口農林振興課長、自席にて答弁。

○産業建設部農林振興課長（川口智也君） それでは、再質問について回答させていただきます。

養老町における豚コレラの発生状況についてですが、ことし5月に石畑地区で発見された死亡した野生イノシシから豚コレラの感染が判明したものを手始めに、先月の初旬までの間に6件の豚コレラに感染した野生イノシシが発見されております。

また、豚コレラ対策につきましては、7月と8月に経口ワクチンの散布・回収を行いました。散布箇所は、沢田地内から一色地内までの養老山中の12カ所に散布をしております。さらに、死亡した野生イノシシの回収時には、使い捨ての防護服、手袋、マスク、長靴、ゴーグルを着用し、ブルーシート等によりイノシシを厳重に覆い、ビニールテ-

プ等により血液やふん便等が漏れ出さないようにして搬出をしております。

これと同時に、ブルーシート等の表面を消毒用エタノールにより十分に消毒しているほか、運搬用の車両にも直接イノシシが触れないようにビニールシートを敷くなどの措置をとるとともに、回収地点につきましても半径 1 メートル範囲で消毒を行うなど、県の指導に基づき適正に実施しており、豚コレラが拡大することがないように慎重に対応しているところでございます。

防護柵につきまして、未設置区間が勢至、石畑、柏尾、養老地区で、総延長が約 4 キロメートルほどあるわけですが、一体的に整備されることによりイノシシ等の侵入を防ぐことができますので、未設置地区に対し、有害鳥獣対策に係る有益な情報を提供したり、協議会設置について働きかけるなど、早期に防護柵が設置できるように努めてまいりたいと思っております。

最後に、養老山地は観光地でもあり、不特定多数の人が登山などでイノシシの活動範囲の中に入出入りしていると推測されます。県では、豚コレラウイルスを持ち込まない、持ち出さないことを目指した施策の中で、登山道や東海自然歩道に石灰帯の設置などを行っております。この施策と連携をいたしまして、町としても注意喚起をして、できる限り蔓延防止をしていきたいと考えております。以上でございます。

〔3 番議員挙手〕

○議長（長澤龍夫君） 小寺光信君。

○3 番（小寺光信君） 今、回答いただきました。豚コレラの発生及び対策状況について回答いただきましたが、いまだに収束を見ない豚コレラの対策は十分にとっていただきたいと思えます。

また、イノシシを近づけない対策の一つであります防護柵についてであります。防護柵は先ほどの回答にもありますように、一体的に整備されることにより効果が高まることから、未設置区間への設置に向けた対策について十分に考慮していただきたいと思えます。

豚コレラにつきましては、一刻も早く収束しますように願い、以上をもちまして養老町の鳥獣被害についての質問を終わらせていただきます。

○議長（長澤龍夫君） 以上で、3 番 小寺光信君の一般質問を終わります。

次に、5 番 岩永義仁君。

○5 番（岩永義仁君） 議長より指名をいただきました。養老の未来をつくる岩永義仁です。

今回は、2 つの項目について質問を行います。

まず、格技場の老朽化安全対策について。

養老町武道館、高田中学校格技場と同じもののことですが、老朽化対策についてお聞きします。

格技場は、昭和56年に建設され、実に建設から40年近く経過しています。特に、2階の床の老朽化が激しく、そこらじゅうで床板をとめる目くぎが飛び出し、これを抑えるために養生テープで保護しているといった状況です。2階は格技場という性質のため、室内に柱等のない構造のつくりで、人が歩いたり、軽い運動をすると床が振動して揺れる構造になっています。恐らく歩いてみると誰でもわかるはずですし、入ったことのある人は、ああ確かにと思うことでしょう。恐らく、この揺れる構造のため、老朽化と振動により目くぎが飛び出すものと思われます。

さて、このことが原因で、けが人が複数出ていると一般の利用者の方から相談がありました。早速、担当課に行き確認をすると、担当課ではけがの件は把握していないとの回答でした。その後、担当課の担当者同行で現地に行き、実際の状況を確認しています。この現地調査の日から日数も経過していますので、その後の把握状況についてお尋ねします。

まず、けが等の事故の発生状況について、その件数も含めお答えください。

次に、この一般質問に当たって、通告書を出した時点では議案書が配付されていなかったもので把握はしていませんでしたが、本定例会の補正予算でこの格技場の修繕費用と思われるものが計上されています。とはいえ、現状のままでは使用に相当の危険があります。修繕の時期や修繕内容、修繕方法についてお答えください。

次に、この格技場の2階の窓は、上下2カ所で横に2列ある構造になっています。このうち下段の窓は、床から直接窓が設置されている形になっています。安全のために転落防止で横棒が2本ついているんですが、この横棒の幅がかなり広いつくりになっています。大体20センチほどでしょうか。格技場利用者の兄弟やお子さん等、小さな子だと、このすき間からすり抜けることができちゃう大きさです。

具体的にイメージしやすいものを探しました。J P F A、日本公園施設業協会の遊具の安全に関する基準や国土交通省の同様の指針を参考にすると、小さな子供の体がすり抜けて頭がひっかかる最も危険と言われる状況が起こり得る危険な幅です。転落の危険がある窓で、早急な安全措置が必要です。対応についてお答えください。

最後に、町内の体育館等同様の施設で今回のような事例があればお答えください。

○議長（長澤龍夫君） 西川教育委員会事務局長、答弁。

○教育委員会事務局長兼教育総務課長兼スポーツ振興課長（西川敏明君） 失礼いたします。高田中学校格技場の状況についてという御質問でございますので、私のほうから回答させていただきます。

まず、高田中学校格技場での授業や部活動におけるけがにつきましては、スポーツ振興センターへ申請するような大きなけがの報告は受けてはおりません。また、スポーツ少年団活動では、昨年度、剣道スポーツ少年団員が板をとめる木のくぎでかかとを切ったというけがの報告をいただいております。

格技場 2 階の床の老朽化につきましては、把握しておりまして、改修に向けて準備を進めておりましたが、昨年度末に、剣道スポーツ少年団の関係者の方からけがの報告を受けまして、緊急を要するという事で、今回の補正予算に修繕費用を計上したところでございます。内容といたしましては、総務民生委員会のほうでも御説明させていただいておりますが、床フローリング不良箇所の張りかえ及びフローリングのサンダーがけ、樹脂塗りを予定しております。

また、2 階の窓の状況でございますけれども、格技場の 2 階には建物の北側と南側の壁面に換気用の引き違い窓が 6 つずつ全部で 12 ございまして、窓の高さは 70 センチほど、転落防止用として金属製のバーが建物の内側に縦 1 本と横 2 本、そのすき間は 18 センチ程度ということでございまして、おっしゃられるとおり、未就学児などではすり抜けることもあり得るかと思われます。

格技場は、現在高田中学校のほか、学校開放で利用されておりますので、環境として今後も利用すること、また運用に支障がないということを考えますと、中学校や利用団体、保護者の皆様に対して施設の利用に伴う転落防止の呼びかけを行うとともに、そのほかの転落防止の措置について検討していきたいと考えております。

次に、他の施設での状況ということでございますが、教育委員会の他の施設につきまして確認をいたしましたところ、笠郷小学校体育館の床面の継ぎ目部にささくれ状のものがあると報告を受けておりますが、軽微な状況ということで、今のところは養生テープでの補修という状況でございます。

また、高田中学校の体育館の床に一部危険な場所がございましたが、ことし 6 月に補修を行っております。雨漏り等で床が老朽化しておりまして、いずれ全面改修の必要があるというふうに考えております。

いずれにいたしましても、児童・生徒が日々利用する施設ということでございますので、町といたしましても適宜状況の把握に努めまして、必要に応じて修繕をしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

〔5 番議員挙手〕

○議長（長澤龍夫君） 岩永義仁君。

○5 番（岩永義仁君） 今回問題になっている複数のけがが起きている床については、修繕がされるとのことで、ひとまずけがの防止がされることについては承知しました。

次に、2 階の窓からの落下防止ですが、これは大がかりな工事を待つよりも、例えば鳥獣被害の防止に使うような強度のあるネット等を窓枠に取りつけるだけでも、その役目を果たせることができるはずです。命にかかわる対策ですので、厳重にやっていただきたいのはもちろんですが、迅速な対応も求められるので、こういった簡易的な措置の実施も提案しておきます。

今回、これ以外の施設では、同様の大きな事故は起きていないとのことですので幸い

です。空調が毎年故障するこの庁舎を初めとして、用途廃止後、そのまま放置されている施設など、町内のあらゆるインフラが老朽化や経年劣化により修繕や更新の時期を迎えています。以前から私が提案しているファシリティーマネジメント、町財産の一元的管理が適正に実施されれば、こうした問題は大きく軽減します。本気で取り組んでいただきたいと思います。提案した事項の早急な対応を求め、この質問を終わりますが、住民の方が今回のように町施設でけがや事故、または危険箇所や要因を発見した場合には、どこにどのようにお知らせすれば対応をしてもらえるのかだけお聞きしておきたいと思います。

○議長（長澤龍夫君） 西川教育委員会事務局長、自席にて答弁。

○教育委員会事務局長兼教育総務課長兼スポーツ振興課長（西川敏明君） ただいまの岩永議員の再質問でございますが、中学校の授業や部活動でのけがにつきましては、学校からその都度、教育総務課のほうへ報告するということになっております。

また、学校開放時の利用団体からは、その都度、利用日誌を作成していただいております。使用状況について報告をいただいているというところでございます。

これまで、事故報告につきましては、先ほども回答をさせていただきましたが、学校からはございませんでした。利用団体からは昨年度1件ということで、また利用日誌のほうからは、床の傷みが目立ち、剣道が素足のため危険との報告がことしの6月に1件ございました。以上でございます。

〔5番議員挙手〕

○議長（長澤龍夫君） 岩永義仁君。

○5番（岩永義仁君） 次の質問に入ります。

観光施策についてです。

来年の2020年に県営の養老公園では開園140周年を迎えます。県ではさまざまな企画を用意していると思われますが、養老町としては140周年の県の企画と連動したような計画があるのかお答えください。あらかじめ言っておきますが、まるごと肉まつりのような従来から実施しているイベント等は省いてお答えください。

次に、同2020年には東京オリンピックが開催されます。世界中から日本に観光客がやってくるわけですが、この数は来年1年間で4,000万人とも言われています。歴史と観光を売りにする我が町ですが、このチャンスを生かし、観光客をこの養老町に呼び込むための観光誘致政策があれば、考えていればお答えください。

○議長（長澤龍夫君） 川地特命事項推進監、答弁。

○特命事項推進監兼産業建設部企業誘致・商工観光課長（川地憲元君） 観光施策の具体的な内容を伴いますので、担当課のほうから御回答申し上げます。

2020年は国では東京オリンピック・パラリンピック、岐阜県ではねりんピック岐阜大会、そして本町では養老公園開園140周年を迎え、いわゆる観光ビッグイヤーと言わ

れております。

養老公園については、現在県のほうで体験型のテーマパークである養老天命反転地の修繕、こどもの国の遊具の充実、トイレの整備などによりリニューアルを進めておられますが、来年10月を迎える140周年には養老公園、養老の滝はもとより本町の魅力を再発信する好機と考えております。

現在、29年度以降の来場者数は、養老改元1300年祭の効果や駐車場無料化の影響もあり、毎年120万人を超え、顕著に数字としてあらわれております。養老公園は、御存じのように都市公園であり、県が主体でというふうに考えられますが、所管する都市建築部の都市整備局・都市公園課などの県関係機関や指定管理者であるイビデングリーンテック、町観光協会や地元関係者で構成する養老公園運営協働会でも提案してまいり、さらには養老鉄道の利用促進や養老公園に携わる方々と町全体の観光資源を活用できるよう協議をしてまいります。

現在、関市にあります岐阜県博物館で養老公園の歴史を振り返る企画展「飛瀑怪巖の養老公園」が開かれておりますが、本町も連携しながら協力しております。

また、町といたしまして、前年に当たる本年度は、春先には夜桜ライトアップを開催、夏には復活していただきました養老公園盆踊り大会で手筒花火などを実施してまいりました。さらには、大垣養老高等学校の瓢箪倶楽部秀吉のメンバー等がひょうたんを使ったワークショップ、東京オリンピック・パラリンピックで本町の特産を何とかPRできないかと、ひょうたんを使ったグリーンカーテン事業を現在研究されておりますので、その活動を町観光協会とともに支援しているところでございます。

今後は、開園140周年の事業のシンボルとなりますロゴマークも作成されましたので、これをパンフレットやホームページ等で広くPRすることで開園140周年を盛り上げていきたいというふうに考えております。

具体的な事業をどうするか、予算化に向けてこれから議論を深めてまいりますが、開園140周年事業を連携した企画につきましても検討してまいりたいというふうに思っております。

また、外国人観光客の誘客についてでございますが、東海地区外国人観光客誘致促進協議会の事業の中で、海外プロモーション事業を実施するほか、県商工労働部観光国際局の海外戦略推進課のインバウンドの商談会やキャンペーンなどにも積極的に参加をしております。さらには、西美濃広域観光推進協議会では、7月に各首長によります台湾での旅行者へのトップセールスも行っております。県内に目を向けますと、来年はNHKの大河ドラマ「麒麟がくる」にちなんだ記念館や（仮称）関ヶ原古戦場記念館がオープンするほか、今年度は岐阜への旅ツアーをプラン化するなど主要観光地の魅力を生かした観光誘客プロモーションが実施されており、広域周遊の連携にかなり県を中心に力を入れております。

このように、県や西濃圏域との連携を含め、観光客の誘客に力を入れていきたいというふうに考えております。以上でございます。

〔５番議員挙手〕

○議長（長澤龍夫君） 岩永義仁君。

○５番（岩永義仁君） ヨーロッパやアメリカといった国からはるばる１万数千キロを旅して日本まで来た外国人観光客にとって、日本での数百キロの移動、ましてや公共交通機関での移動はさほど問題にならないという話を聞きます。

では、こうした外国人観光客が訪れるところとそうでないところでは何が違うのか。それは、一にも二にも情報です。外国人観光客向けの情報があるか。彼らにとって求める情報を発信できていれば、日本での少々の移動は問題ではないのです。

急激な人口減少に苦しむ我が町は、今後は交流人口をふやすことでの経済活動を持って立つよりほかに道はありません。ぜひとも対外的な観光アピールを積極的に展開していただきたいと考えますが、見解はいかがでしょうか。

もう一つ、観光振興策を提案します。

まず、キャンプセンターの活用です。たしか３月の予算委員会でも少しお話をしましたが、現在、町ではホームページでキャンプセンターの紹介をしています。正直に申し上げて、かなりひいき目に見ても、便利なインターネットサイトとはいいがたい内容です。都会を中心に、依然としてアウトドア全般に人気があり、特にキャンプはその派生であるグランピングと呼ばれる豪華なキャンプを含め、人気のキャンプ場は予約で一杯です。ホームページを少し工夫するだけで大幅にアピールと利便性が向上し、利用者の拡大を見込むことができます。

具体的には、ホームページ上から予約の管理ができるようにすること、レストランの予約サイトをイメージしてみてください。スマホから空き状況を確認して予約する。たったこれだけのことができるだけで利便性が大きく違ってくるのです。もう一つ、英語等の外国語への翻訳ページを用意してください。これも数年前とは違い、現在では技術的なハードルは相当低くなっています。

以上の３点、外国人向け観光誘致策への見解とキャンプセンターの情報発信強化の提案についてお答えください。

○議長（長澤龍夫君） 川地特命事項推進監、自席にて答弁。

○特命事項推進監兼産業建設部企業誘致・商工観光課長（川地憲元君） 失礼いたします。岩永議員の再質問にお答えさせていただきます。

議員御質問のとおり、外国人観光客に向けた情報発信は、本町へ誘客を進める上で大変重要であるというふうに認識をしております。効果的なＰＲ手法として、ホームページの多言語化は有効なコンテンツであるとも考えられます。今後、町ホームページの観光分野の充実はもとより、リニューアルしました観光パンフレットの多言語表記ともあ

わせて検討し、より多くの外国人観光客に本町へ来ていただけるような手法で情報発信をしてまいりたいというふうに考えております。

また、広域的な視点から申し上げますと、先ほどお答えしました取り組みに加えまして、日本は大変アニメがヨーロッパを中心に人気があります。ここ数年、岐阜県はアニメの聖地とも言われておりますので、そういったアニメや映画等の波及効果、また地域振興に寄与する視点から、自治体間の少し違った枠組みでありますぎふロケツーリズム協議会へも参加し、事業を実施しております。

町のキャンプセンターのホームページについてでございますが、現在ホームページは作成してかなり時間も経過しておりますので、リニューアルも含めまして利用しやすいコンテンツ制作に努めてまいりたいと思っております。

キャンプセンターの利用推進につきましては、近年グラマラスとキャンピングを掛け合わせましたグランピングが大変キャンプ愛好家の間でも注目されておりますので、滋賀県の米原市で成功した民間施設へも視察に行つてまいりました。そういった先進事例も参考にしながら、今後、より利用しやすい環境整備に努めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

〔５番議員挙手〕

○議長（長澤龍夫君） 岩永義仁君。

○５番（岩永義仁君） 今回提案した観光施策はほんの一例にすぎません。アプローチ方法はアイデアと行動力次第で無限にあると言えます。インターチェンジ整備による観光地までのアクセス、観光の目玉である養老の滝、そこにたどり着くまでの食べ歩きができる滝谷沿いの動線、旅の目的となるおいしいお肉、キャンプや公園といったレジャー施設、養老には観光誘致を成功させるための材料はほぼそろっているんです。この材料をどう調理して提供できるかが行政による観光施策です。滝谷沿いのまち並みなんて、ちゃんと整備と宣伝を行えば、伊勢のおかげ横丁や金沢のひがし茶屋街にも匹敵するはずですよ。

ある江戸時代の全国の観光地を紹介した地図を見ると、現在の岐阜県に描かれているのは下呂温泉と養老の滝です。養老の観光地としてのポテンシャルは県を代表できるレベルということです。ちゃんと取り組めばできるのです。

とはいえ、まだまだ不便な点が多々見受けられます。以前から言っているように、観光客が移動するための周遊公共交通がない点、今や観光に必須なWi-Fiの整備状況、観光地としての養老の認知度、改善すべき点が本当に多い。

養老公園から高速に乗るために北へ移動する最中、この高田橋、多芸橋あたりまでに養老インターチェンジと関ヶ原インターチェンジはの案内地図は見かけますが、そこにこの地図に養老サービスエリアスマートインターチェンジの表示はありません。こういったところです。養老はまだまだ多くの観光客を迎える準備ができていないんです。

最初にも述べましたが、来年は養老公園開園140周年、そして東京オリンピックの年です。これから来年度の予算編成の時期へと向かっていきますが、来年度は養老の観光にとって特別な1年だということを念頭に置いて、各種政策を練っていただきたい。今回はこれらのことを申し述べ、指摘して私の一般質問を終わります。

○議長（長澤龍夫君） 以上で、5番 岩永義仁君の一般質問を終わります。

これより暫時休憩といたします。

なお、議会運営委員会の申し合わせに基づき、吉田消防次長並びに三輪警防課長がここで退席することを報告いたします。

再開は11時といたします。

議員の皆様は、議員控室にお集まりください。傍聴者の皆さんは4階大会議室を利用ください。

（午前10時42分 休憩）

（午前11時00分 再開）

○議長（長澤龍夫君） 休憩を解き再開いたします。

次に、1番 西脇康君。

○1番（西脇 康君） 発言の許可を得ましたので、通告に基づき質問いたします。

保育園・こども園の現状を踏まえ、今後の子ども・子育て支援について3点質問いたします。

1点目は、廃園となったこども園・幼稚園の園舎や園庭の利用についてであります。

近隣の市町村に比べ、我が町養老町はこどもの国や養老公園などがありますが、各地域に子供の遊び場が少なく、子育てしにくい町だという厳しい御意見をいただいております。最近まで使用していた園舎や園庭を子供の遊び場として利用できないかと考えます。今後、廃園となったこども園・幼稚園の活用についてお考えを伺います。

2点目は、地域の子育て支援センターが現在、下笠保育園内に併設をしておりますが、その中で園庭開放や子育て相談などをしており、保育園内に併設されることにより保護者の方が気軽に立ち寄れる環境だと思います。このような子育て支援センターを保育園・こども園内に併設し、ふやしていくことにより、子育て世代が気軽に利用でき、子育てしやすいまちづくりができると考えますが、町の今後の対応についてはいかがでしょうか。

3点目は、地域の医療機関とこども園・保育園の連携です。

保護者の皆さんは、子供が健康で健やかに育つことを望んでいます。病気になったときに医療機関を受診することだけではなく、保育園・こども園において子供たちの健康のために地域の医療機関と連携していけばいいと考えますが、町の見解はいかがでしょうか。

以上3点について御回答をお願いいたします。

○議長（長澤龍夫君） 近藤子ども課長、答弁。

○住民福祉部子ども課長（近藤真由美君） ただいまの西協議員の御質問にお答えいたします。

まず1点目の、廃園となったこども園・幼稚園の園舎や園庭の利用につきましては、廃園となったこども園・幼稚園は、船附こども園、上多度こども園、池辺幼稚園があり、基本的には解体を予定しています。しかし、各園の園舎を含めた跡地利用については、建設した時期や補助金が違ってまいりますので、それぞれについて地域の方の意見も伺いながら検討していきたいと存じます。

また、現在の状況で園庭開放を行うといたしますと、誰でも園の敷地内に入ることができるため、防犯上の問題が生じます。遊具も点検等を行っていないため、安全に利用することができません。このようなことから、現在の条件では、残念ながら園庭開放を行うことはできません。

2つ目の子育て支援センターについてでございますが、地域子育て支援センターは、下笠保育園にて週5回、今年度からは中央公民館で週1回、出張広場を実施しています。地域子育て支援センターで行っている園庭開放や子育て相談は、ほとんどの保育園・こども園でも行っています。しかしながら、利用したい場合には、園の行事が重ならないかなど電話等で確認してから来ていただいているのが大半です。

また、ほとんどの保育園・こども園で園庭開放や子育て相談を実施していることを御存じない保護者の方も多いかと思えます。このようなことから、今後は利用しやすいように改善していくとともに、より多くの方に知っていただけるように周知していきたいと思えます。

また、今ある施設を生かし、保護者の皆さんが気軽に集える場を提供し、きめ細かい支援ができるように努めていく所存でございます。

3点目の地域の医療機関と保育園・こども園の連携についてでございますが、保育園・こども園では、医師会・歯科医師会を通じて内科、歯科、眼科の先生に園医さんを委嘱しております。健康診断だけではなく、インフルエンザが発生した場合などどのような対処をしていいかなど、健康相談もしていただいております。また、5歳児だけではございますが、今年度フッ化物洗口を実施するに当たり、歯科医師会と協力をして安全に実施するようにしてきました。

具体的には、事前にやり方の方法などを園医さんに教えていただいたり、実施の日には、実際に園に来ていただいて指導をしていただいております。このようなことから、安全にフッ化物洗口をすることができるようになりました。このようなことは、子供たちの虫歯をなくしたいという気持ちから、歯科医師会と私たちと共同の思いを実践に生かし、連携の一つと考えております。このようなことから、子供たちの虫歯を減らしたいという共通の思いで連携が実現した結果であると存じます。今後も、園児の健康の

ために保護者の皆さんが園医さんの話を聞く機会を設けるなど、地域の医療機関と連携を進めてまいりたいと存じます。以上でございます。

〔1 番議員挙手〕

○議長（長澤龍夫君） 西脇康君。

○1 番（西脇 康君） 保育園・こども園で園庭開放や子育て相談を行っていることを知らない保護者も見えenと思います。今後は、多くの人に知ってもらうとともに、PRをしてもらい、利用しやすい体制をとって、一人で子育てに悩む保護者の助けになってもらいたいと思います。

また、子供は病気にかかりやすく、近くに医療機関があると安心できると思います。そのため、地域の医療機関の役割は大変重要であると考えます。今後、地域の医療機関とどのように連携すればいいかの考え、保護者の皆さんが安心して子育てできるため、そして子供たちの健やかな成長のため、町長並びに皆さんと一緒に、子供ファーストで未来の養老町を担う子供たちのために寄り添っていきましょう。

以上で私の質問は終了いたします。

○議長（長澤龍夫君） 以上で、1 番 西脇康君の一般質問を終わります。

次に、11番 田中敏弘君。

○1 1 番（田中敏弘君） それでは、議長に発言の許可をいただきましたので、2 点について一般質問をいたしたいと思います。

私の質問はいつも前段が長くなりますので、本日は、まず先に回答を求める項目を述べ、後に私の主義主張をしていく形式で質問いたしたいと思います。

まず1 点目、地方創生の柔軟な対応をでございますが、回答を求める項目として3 点であります。まず1 つ、国の制度、地方創生人材支援制度の積極的活用について。2 つ目として、国の制度、地域おこし協力隊制度の活用及び養老町の移住定住促進事業進捗状況はどうなのか。3 点目として、岐阜県との職員派遣制度の活用を求めるが、以上3 点について、見解、回答を求める質問でございます。

国の施策方針に従って、我が養老町も養老町人口ビジョン・「絆を大切にすまち養老」創生総合戦略を策定し、また養老町第5 次総合計画後期基本計画を策定され、現在、鋭意取り組みを実施されているところでございます。

本年3 月定例会においての町長の町政運営方針で、本町を取り巻く環境は人口減少、少子・高齢化など厳しい局面に立たされており、養老町人口ビジョン・「絆を大切にすまち養老」創生総合戦略における人口推計では、2040年の人口の将来目標を2 万3,000人に設定しています。今後は、新たなまちづくりの策定とあわせて、この人口推計の修正も行っていきたいと考えておられます等々決意を述べられておりますが、しかし現実には厳しく、目に見える効果、成果があらわれているとはいいがたく、現状を打開するため何か次の手だてを講ずるべきと私は危惧しているところであります。

ある社会経済研究所が情報発信しております。日本全体で少子化・高齢化・人口減少が続いている。特に地方ほど深刻であり、限界集落や消滅可能性都市という概念が提起される中、自治体の持続可能性について各方面から関心が高まっていると。このような中、流出する人口を抑え、さらに進んで人を呼び込むことで持続可能性を回復しようと平成26年に地方創生が開始されました。多くの自治体は、人口維持に欠かせない若者世代の呼び込みと定着のため、産業振興等を実施し、地域の経済的魅力を高めることに注力したと。しかし、地方創生開始後の2015年に実施された国勢調査や、それに基づき新たに推計された国立社会保障人口問題研究所の日本の地域別将来推計人口、さらには現在に至るまでの人口動向から評価する限り、大きな成果を上げたとはいいがたい状況にある。

自治体の魅力は、経済規模、所得水準、雇用状況、歳出規模、租税負担額等の経済的魅力と、自然環境、地域のつながり、きずな、教育、文化・教養、安心・安全等の非経済的魅力とに分けられる。人はみずからの価値観に照らし合わせて、その価値観に合った居住自治体を選択すると。地方創生のように、自治体の魅力の一側面にすぎない経済的魅力を向上させる施策に終始しても、もともと経済規模が大きく、したがって所得水準も高く、仕事も豊富な都市部、全国では首都圏、地方ではその中心自治体、中部地方では名古屋市、都道府県にあっては県庁所在地が有利であり、地方創生による地方の持続可能性の回復が困難であることは明らかである。人は、みずからの価値観に応じて多様な価値観を持った個人と多様な魅力を持つ自治体を前提とした経済的価値、非経済的価値、両側面からトータルでおのこの自治体の魅力を評価した上で、みずからの価値観に合致する自治体を選択する。したがって、人を呼び込むことができる自治体ほど、より多くの人にアピールできる複層的な魅力を持つと解釈ができる。

このように、人の流れ、流出という動き、いわゆるフロー、それと蓄積、ストックというんですが、されていく結果、その地域が持続可能となるかどうかという視点も長期的に地域の力を評価する際には重要となります。自治体の持続可能性は、人口水準もさることながら、当該自治体の経済、社会の維持活動にどれだけの人口が参加しているのか、あるいは参加していないのか、その人口バランスが重要なのであります。

こうした観点から、人口変動との関係で、地域の経済的価値と非経済的価値の双方から自治体の魅力を評価した地域力フロー指数と、地域経済の循環を支える側と支えられる側の人数構成から自治体の持続可能性を評価する地域力ストック指標の2指標を提案、これらの2つの指標を総称して地域力指数と呼ぶとし、7月中旬にメディア報道がございました。

全国の1,741の基礎自治体を対象で、岐阜県内では42市町村でございます。この結果によりますと、養老町の地域力評価順位としましては、まず地域力フロー指数は、養老町、42市町村の中の県の順位で28位、また地域力ストック指標は42市町村のうちの24。

全国的に見ますと地域フローのほうは1,741分の886位、地域カストック指標のほうは589位ということで、県内で地域カストック指標の白川村が1位ですが、これは全国的にも1,741分の40位という好位置にあります。

当研究所では、分析しますと人口規模だけに左右されない結果となっており、地域の実情に応じて高齢者への就業支援を行い、高齢者であっても地域を支える側に回ってもらえる環境整備が必要と指摘しておりまして、養老町の先ほどの地域カストック指標2.29の数字は、準持続可能の判定となっております。本日は、この数値の論評はしませんが、この現状を素直に認識し、町の活性化、地域力指標をアップさせ、現状を開拓するため、町長をリーダーとした現場、役場職員各位のレベルアップが必要不可欠と思っていますし、外部からの強力なアドバイス、人材支援が必要ではないかとの思いから、質問に至ったわけでございます。

先ほど申し上げました地方創生人材支援制度の関係ですが、全国での派遣実績は平成27年度から69市町村から始まり、現在、今年度33市町村へ派遣されて、トータルで5年間で257市町村が派遣を受けられております。岐阜県内で具体的に申し上げますと、山県市、飛騨市、今年度は海津市で、7月1日より財務省から派遣を受けられていろんな施策をとり行っておられますが、ぜひこの制度を活用すべきと思いますが、町長の考えを求めます。

次に、2点目として地域おこし協力隊制度の活用を通告しましたが、この制度、地域的に制約があるようで、養老町は対象外であるらしいのですが、制度説明を求めたいと思いますのと、養老町の移住定住促進事業の進捗状況はどうかお尋ねをいたします。

3点目の岐阜県との職員派遣制度の活用をであります。

県からの職員派遣については、平成27年4月から平成30年3月末までの3年間、副町長として長谷川悟氏、産業建設部参事として高木伸一氏、御両名にお世話になったことは記憶に新しいのですが、この人事について平成27年3月定例会において、養老改元1300年祭を2年後に控え、またインフラ整備等、非常に多くの予算が養老町のほうに入ってきている現状において、もう少し県とのパイプを強くしたい、またこの事業を確実にとり行っていきたいというような観点から、県からお招きをして、連携をしながら進めていくということが最善だろうということで、県のほうにお願いをいたしまして派遣をお願いしたと、このように回答されておりますが、しかし平成30年3月20日、定例会において、月末で退任される長谷川悟副町長、また高木両参事の評価、総括もなく、非常に残念な思いですが、私的には本当に大きな功績があったと思います。具体的には、1点目として職員の意識改革、2点目、新しい視点での町財政改革、3点目として、議会に対しても生産的議論の推進、また高木参事においては、土木事業における高度な専門性を発揮され、本当に大きな貢献度があったと思っています。

さらに、このようなことから、当然企業誘致の推進を含め、再び県から派遣を受けら

れることと思っておりましたが、実現はしませんでした。この県の見解と、今後県職員の派遣受け入れ、県への職員派遣についての考えを求めます。

参考のため申し上げておきますが、岐阜県庁人事課によりますと、本年8月1日現在、教育委員会部局は除外しておりますが、岐阜県から県内各市町村へ派遣が34名、また県内各市町村から岐阜県への受け入れが99名実施されておる現状でございます。

以上3点についてお尋ねいたします。

○議長（長澤龍夫君） 養老町長 大橋孝君、答弁。

○町長（大橋 孝君） 田中議員の御質問3点についてお答えをさせていただきたいと思っております。

人材育成支援制度の活用についての考えということでございます。

近年、急激な人口減少、少子・高齢化によりまして地域の存続の危機に瀕している状況を受け、その解決策として国が重要政策として掲げる地方創生がございまして。人口減少を直視した地方創生人材育成支援制度は、地域経営、まちづくりの課題が浮き彫りとなった今日、人と地域、人と人、人と仕事をつなげることが必須であり、地方創生を支援する非常に重要な施策だと考えます。現に、この制度を利用してさまざまな取り組みを行っている地方自治体がございまして。当町においても、まずは地方創生に関して明確な考えを持ち、当町が掲げるさまざまな課題に対して分析や検証を行った上で、人材派遣を希望する目的を明確にし、本制度の有効な活用に向け、前向きに検討してまいりたいと存じます。

2点目の地域おこし協力隊制度の活用についてということでございますが、まず移住定住促進事業の進捗状況でございますが、本事業は、三世代ハッピースマイル支援事業や若者定住マイホーム取得支援事業などを中心としたものであり、8月末現在で8件の交付申請を受け付けております。広報やホームページでも周知を図っているところではございますが、移住定住イベントなどにも積極的に参加し、制度に加え、本町の魅力もPRしております。

地域おこし協力隊についてでございますが、この制度には、地域要件区分があり、本町は3大都市圏内の都市地域と称されております。隊員がこの3大都市圏内の都市地域に転入する場合には、地域要件を満たさないこととなり、制度を活用することができません。このようなことから、総務省が主催する地域おこし協力隊等受け入れ自治体向け全国研修会にも参加をしていない状況でございます。

しかしながら、約6割の隊員が任期終了後も引き続きその地域に定住するなど、地域への定住・定着にも効果がある制度であることは認識しておりますので、地域要件区分の条件として本年度より新たに人口減少率も含まれることから、今後、対象となる可能性も考慮いたしまして、制度の動向には注意をしてまいりたいと存じます。

次に、3点目の県の職員派遣制度の活用についてということでございます。

県の職員派遣制度は、県と市町村などの職員の相互交流を通じ、連帯体制の緊密化と職員の広い視野と適切な見識の養成に資することを目的といたしております。当町においては、近年では議員御指摘のとおり、平成27年度から3年間にわたり副町長及び産業建設部参事の役職として県から2名の相互派遣による人材交流を行いました。これにより職員の識見が醸成され、視野が広がるなど職員の資質向上につながり、町への発展への貢献度は非常に高く、多大なる御尽力をいただけたものと思っております。このことは職員にとって効果は大きく、職員みずからが知恵を絞り、柔軟な発想を持ち、職務遂行していく能力が、少しずつではありますが備わってきているのではないかと感じております。

今後は職員の得た成果を生かすべく、職員の一層の識見の醸成を図っていくよう努力し、制度の活用については、機会があれば将来的に検討していく方向で考えておるところでございます。以上でございます。

〔11番議員挙手〕

○議長（長澤龍夫君） 田中敏弘君。

○11番（田中敏弘君） 地方創生人材支援制度活用ということで、前向きというような返事でしたが、前向きではなくて、ぜひもっと具体的に何年ごろというような回答をいただきたいんですが、その点求めますということ。

それから、去る4月21日に参議院選がございまして、岐阜選挙管理委員会が有権者の数を発表しました。前回、4年前の投開票日の前日と比べて岐阜県全体では有権者数がマイナス2万5,462人であり、養老町はマイナス1,076人ということで、町村ではワーストワンでございました。このことを踏まえ、相当数の町民の方々から養老町大丈夫かと、目に見える策を講じていただきたいと先行きの心配の声があります。

一向に効果が見えないこの地方創生。大橋町長も町長に就任されて9年目ですが、あれもこれもではなくて、ある程度優先順位の高い施策のうち、3点程度に絞って焦点を当てて実施すべきであると思いますが、町長の考えを求めます。

私は、国任せに限界が見えて、手をこまねいている場合ではないと。今こそ地方自立のときである。自治体と民間の連携や地域間の広域連携等、早急に強力でオール養老町の知恵を結集して取り組まなければ、地方創生、目に見える成果を得ることができないと思っておりますし、結果は町長に責任があると思います。このことを覚悟して、今後の施策に取り組むべきと申し入れておきますが、回答をいただきたいと思います。

○議長（長澤龍夫君） 養老町長 大橋孝君、答弁。

○町長（大橋 孝君） 再質問にお答えをさせていただきます。

人材派遣について、いつごろということですが、やはり明確にお答えすることはちょっと困難だろうというふうに思います。と申しますのは、やはり職員の育ち方も見たいですし、またこれといった目的が必要ということでもございますので、そうい

ったものをきちんと勘案し、しかるべきときに派遣を検討してまいりたいというふうに思っております。

それから、施策の方針、3点ほどというような御質問でございますけれども、これまでの施政方針の繰り返しになりますけれども、協働のまちづくりと安心・安全なまちづくり、さらには企業融資の推進というところでございます。

地方創生に向けて、過去にさまざまなことはやってまいりました。結果が出るまでにはある程度の時間を要するというふうに思っております。過去にやってきたことは必ず生きるものと、強い信念で進めているところでございます。以上です。

〔11番議員挙手〕

○議長（長澤龍夫君） 田中敏弘君。

○11番（田中敏弘君） 私も年を重ね、人生いろいろありましたが、心に残っている言葉を紹介して、この質問は終わりたいと思いますが、変化しない職場や地域に明るい未来はない。未来とは選択の積み重ね。だから、未来からの視点で選択していく必要がある。どんな町にしたいのかビジョンを持つこと。さらには、前例どおりにすることは誰にでもできること。誰にでもできることは仕事ではない。今までしたことのないことを考え、実行することが仕事である。新たな価値を生み出す必要がある。仕事はやるかやらないかではない。やってしまうことが大切であると。最初にゴールを設定する。ゴールを決め、何をすべきか考える。できない理由を考えがちであるが、やることが大事であると思っております。

以上、申し述べて次の質問に移ります。

2点目としては、働き方改革の取り組み状況はでございます。回答を求める項目としては4点。我が町養老町の働き方改革の取り組みの現状は。2点目、職員に対する意識改革、意識啓発、研修等対応状況は。また、人事異動における自己申告制度を採用すべきと思うが、見解を求める。3点目、公務員の副業を推進すべきと思うが。4点目、職員の子供職場参観日の実施をの4点を回答を求める質問でございます。

少子化問題や子育て・介護の問題に取り組むために、政府が平成27年に発表した一億総活躍社会構造。その実現を目指す取り組みの柱の一つが働き方改革であります。若者も高齢者も女性も男性も障害や難病のある方々も、一度失敗を経験した人も、みんなが包摂され活躍できる社会。一人一人が個性と多様性を尊重され、家庭で地域で職場で、それぞれの希望がかなない能力を発揮でき、生きがいを感じることができる社会。強い経済の実現に向けた取り組みを通じて得られる成長の果実によって子育て支援や社会保障の基盤を強化し、それがさらに経済を強くするという成長と分配の好循環を生み出していく新たな経済社会システムとして、首相官邸から一億総活躍社会の実現よりと発信されております。

そこで、次の点について質問をしていきます。

まず1点目として、国の働き方改革に対して養老町の取り組み状況はであります。具体的に、一つ、労働条件の上限規制について。一つ、労働時間把握義務について。一つ、医師による面接指導について。一つ、有休義務化について。一つ、テレワークについて。一つ、フレックスタイムについて。一つ、均等均衡待遇について。以上の点、取り組み状況の説明を求めます。

それから、2点目の項目として、職員に対する意識改革、意識啓発、研修等の対応状況は及び人事異動における自己申告制度を採用すべきと思うがであります。特に人事異動に関して、働き方改革の流れの中で人材を育てる働きがい改革へつなげていくべきとの思いから質問します。

近年、養老町の人事異動を客観的に拝見しますと、特定部局において余りにも目まぐるしくかわられ、住民側のほうからすると戸惑いされる場面も多々あったと伺います。せっかく顔見知りになって相談が建設的にできるようになったのに、突然異動されて困惑しているとの話も承っております。

そこで、職員指導の適材適所という発想が必要であり、重要ではないか。私が言う職員指導の適材適所というのは、自己申告制度であります。一人一人の職員の希望、能力を幅広く把握し、可能な限りそれを反映した人事配置を実現する。このような取り組みは、他の自治体で相当数行われているようでございます。真の専門性を身につけるには、個人差もありますが、一般論として1万時間必要と言われております。1万時間といえますと、1日8時間労働として1,250日。1年当たりの出勤日数250日とすると5年となり、5年の期間でようやく専門性に特化した職員になるそうであります。やらせたい仕事からやりたい仕事へ軸足を移すことであります。これを実現することにより、早期に職種を自己選択する方向に変え、仕事自体に楽しみ、キャリア予見性を高め、職員みずから専門性を磨き、働きがいを決める職員がキャリアを自己選択する。それが原則となれば、働きがいが増し、組織力、組織成果も上がると思います。いわゆるスペシャリストの誕生であります。長時間同じ場所で同じ職種に携わることは賛否両論ありますが、個人の倫理観、コンプライアンス観であり、担当部署がしっかりしておれば大丈夫と思っております。この点について見解を求めます。

国家公務員の場合は、省庁別作業であり、ある意味で職種は一定の幅におさまリ、専門家となっております。さらに、現在、町長車専任の運転士さんがいない状況で、職員の方々が交代で運転していると伺っております。職員側からすると本意ではなく、働きがいからすると全く想定外だと思います。一刻も早くこの問題を解決すべきと思いますが、回答を求めます。

3点目の公務員の副業を推進すべきと思いますが、町長の見解、今後の方針はどのようなかをお尋ねいたします。いわゆる外部の視点や経験を生かし、新しい発想の政策立案を期待する観点からも、ぜひ実現すべきと考えます。平成30年6月に政府が未来投資戦

略2018年において、公務員も公益的活動を目的とした兼業であれば認める方針を出し、本年4月には、原則禁じていた民間会社員らの副業・兼業を本格的に解禁したところがあります。

公務員は、国民、町民からの信頼を損なうことなく働く義務があることが、国家公務員法と地方公務員法の信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務の項目にうたっています。国民、町民の奉仕者である公務員と立場では、国民、町民に不利益をもたらす副業は認められないのが現状であります。しかし、働き方改革の影響を受けて、公務員の副業についても一部の自治体で変化が生まれております。たしか平成4年5月から公務員の完全週休2日制になり、余った時間を有効に活用する観点もあると思います。

平成29年、公職以外で報酬を得られる副業の基準を定めた自治体があります。具体的に申し上げますと、神戸市であります。働き方改革に対応するため、諸制度を定めて取り組んでおられます。主な制度としては、地域貢献応援制度、高齢者部分休業制度、在宅勤務制度、フレックスタイム制の導入等であります。私が特に注目しているのが、地域貢献応援制度であります。この制度は、市の職員がこれまで培った知識、経験などを生かして市民の立場で地域における課題解決に積極的に取り組むことを後押しする制度であります。社会性や公益性など一定の要件のもとで継続的な地域貢献活動に報酬を得て従事する場合の取り扱いを定めております。条件として、勤続3年以上の職員が対象としております。市長は、公務員は常に地域と結びついた存在でなくてはならないと。地域でいろんな活動にトライしてもらい、自治体職員としての知識や経験をより豊かなものにすることが狙いであると語っております。公務員の副業を認める制度として全国的に注目されているところでございます。

また、奈良県生駒市でも、営利を目的とせず、地域発展や継続的な地域貢献活動などにつながる公共性のある組織での副業を容認しておりますし、現在、消防署職員さん等5名活動されておるということでございます。消防署は3交代制勤務のために、平日の活動がしやすいというような事情もあるのですが、具体的にはスポーツの指導、少年サッカーとか女子バレーのコーチ、それからNPO法人に所属して出前講座を行っているそうでございます。

さらには、宮崎県の新富町でもいろいろ制度を定めて副業を認めることになっております。新富町では、人手不足で困っている団体や活動に職員が参加することで地域活性化につながればと期待しておられます。この辺の見解を町長に求めたいと思います。

4点目として、職員の子供職場参観日の実施をであります。

奈良県の生駒市では、子育て支援策として平成28年度から職場の子供職場参観日を設けて実施されております。対象は小学生で、職員の子供が夏休みを利用して市役所を訪問し、職場見学や仕事体験などをするものであります。職員提案制度を活用し、女性職

員が提案されたアイデアで、実際の企画運営もこの職員が中心となって進めておられる
そうでございます。たっぷり一日かけて職場での親子触れ合いを楽しんでおられ、市長
は、子供を含めて家族の理解と協力があってこそ職員一人一人の個性と能力を十分に発
揮できると子供参観日の意義を強調されております。

以上4点について質問いたします。

○議長（長澤龍夫君） 中島総務課長、答弁。

○総務部総務課長（中島恵美君） ただいまの4点の御質問につきましては、現状に即し
た内容でございますので、担当課の私のほうから御回答をさせていただきます。

1点目の国の働き方改革に対し、当町の取り組み状況はということでございます。

2019年4月働き方改革関連法の施行に伴い、国家公務員に準じて時間外勤務の上限を
設定いたしました。それに伴いまして、毎月1回衛生委員会を開催し、時間外勤務の状
況の報告を行った上で、その改善に向け調査審議し、月100時間または月平均80時間以
上の時間外勤務を行った職員に対して、産業医による面談を実施しております。

また、法の施行に伴い、年次有給休暇の取得につきまして義務化がなされたことから、
当町におきましても、3日間の夏季休暇の取得と年5日間の年次有給休暇の取得を徹底
しております。過去3カ年の実績といたしまして、夏季休暇の平均取得日数の実績につ
きましては、平成28年度が2.7日、平成29年度が2.8日、平成30年度が2.6日、年次有給
休暇の平均取得日数の実績につきましては、平成28年度、29年度ともに7.9日、平成30
年度は8.7日であります。テレワークにつきましては、環境整備ができていないため実
施には至っておりません。そして、フレックスタイム、いわゆる時差勤務につきまして
は、公務能率と住民サービスの向上を図るとともに、職員の健康保持及び時間外勤務の
縮減に努めるため、養老町職員の時差勤務に関する規程に対象業務を規定いたしまして、
時差勤務命令簿の提出を求めた上で時差勤務を認めております。

また、均等・均衡待遇につきましては、令和2年度に会計年度任用職員制度が導入さ
れることに伴い、現在、制度設計を進めておりますので、今後は正規職員と臨時職員と
の待遇面における格差はなくなっていくものと思われれます。このほかに、ゆう活に即し
た取り組みといたしまして、例月の毎週水曜日実施のノー残業デーに加え、8月のみで
はありましたが、毎週水曜日と金曜日の週2日をノー残業デーとして実施をいたしまし
た。

2点目の職員に対する意識改革、意識啓発、研修等対応状況は、また人事異動につい
てのお考えはということでございます。

現在、当町におきましては、時間外勤務の上限設定、時間外勤務時間の把握、その改
善に向けた調査審議、産業医との面談指導、有休義務化の徹底、ゆう活によりますノー
残業デーの実施など、働き方改革のさまざまな取り組みを実施しておりますが、職員一
人一人が今組織に、また自分自身に対してどんな働き方が求められているのか、目指す

方向と現状に立ち返る絶好の機会となっております。こうした取り組みが形式的な導入に終わらないよう、いい働き方を実現するためには、何を重要視して何を削減するか、仕事を優先づけるための判断基準を明確にしておくことが重要であり、この判断基準が職員一人一人がみずから無駄を削減する改善・改革の取り組みを進めていく前提となるものだと考えております。働き方改革に即した環境整備に努めるべく、職員一丸となって努力をしているところでございます。

また、研修等につきましては、岐阜県研修センターにて職員向けのさまざまな研修を随時実施しておりますので、積極的に参加をしております。

また、今年度につきましては職員研修といたしまして、管理職向けのメンタルヘルスマネジメント研修や、一般職編のメンタルヘルス研修を実施し、来年度は働き方改革への意識・行動改革研修を実施する予定でございます。

続きまして、人事異動についてでございます。

議員御指摘のとおり、自己申告制度による職員主導の適材適所につきましては、やらせたい仕事からやりたい仕事へ軸足を移すことにより、専門性に特化した職員、いわゆるスペシャリストの育成が期待できます。過去には異動希望調書を用いて個人面接を実施し、可能な限りそれを反映した人事配置を行った経緯がございます。主査以下の若手職員につきましては、若いうちにさまざまな部署で多くの経験を積むということで、基本的には異動年限を2年から4年としております。さまざまな部署を経験することで自分の強みや希望する仕事を明確にすることを目的といたしまして、定期的な人事異動を行っております。

同じ部署で同じ業務に長く携わることは、スペシャリストを育成できるというメリットがある反面、マンネリ化によるモチベーションの低下にもつながるというデメリットも考えられます。定期的な人事異動は、それまで積み上げてきた能力が生かされないというふうに一般的には考えられがちですが、今まで積み上げてきた能力や経験は、異なる部署、異なる業務であっても必ず役立つものであると思いますし、役場の仕事は、多少の差こそあれ、全庁的につながっているものと思っております。

また、係長以上の職員につきましては、これまでに培われた能力や経験を生かすべく、主査以下の職員より異動年限を長目にとってございます。このことは、係長以上の職員には業務をしっかりと把握し、キャリアを高め専門性を磨くことを目的としております。今後につきましても、引き続き各部署の業務を円滑に進め、また組織が円滑に回るよう適正な人事異動を行ってまいりたいと存じます。

なお、町長車専任の運転手につきましては、過去に2度にわたって採用試験をいたしましたが、採用には至りませんでした。

3点目の公務員の副業についてでございます。

公務員の副業について、当町におきましては、養老町職員服務規程に営利企業等に従

事する場合に許可申請書の提出を義務づけております。ただし、許可基準を明確に設定していないため、兼業許可に当たり公益性のある活動か否か、特定の利益に偏することなく、中立かつ公正に公務が遂行できるかどうかの判断が困難。また、職務専念義務が損なわれないと判断する目安もございません。営利企業従事許可につきまして、事前に許可基準を明確化し、制度化している自治体が既に存在しており、各自治体が主体的に許可基準を策定・公表することで職員の社会貢献活動への参加を促進するものと考えます。

当町におきましても、まずは副業の要件に係る許可基準の明確化を図り、兼業許可に対し、公平かつ適正に執行するために、円滑な制度運用を図るための環境整備を一步步づつ着実に進めてまいりたいと存じます。

４点目の子供職場参観日の実施についてでございます。

学校で実施されております授業参観日とは逆に、夏休みなどの学校の休業日を利用して、子供たちが自分の保護者等の職場を見学する取り組みであります子供職場参観日が、生駒市のほか、民間企業におきましても実施しているところがございます。

子供職場参観日は、子供たちに職場で働く親の姿を見せることで家庭での会話や触れ合いを促進し、家族のコミュニケーションやきずなが深まり、また育児に対する職場の理解が深まり、子育て支援が充実化すること。子供の勤労観や職業観を育むことができるというメリットがございます。

また、職員にとっても自分自身の仕事と生活の調和を振り返る機会となるとともに、子育てしながら働きやすい職場環境づくりが促進されることで、ワーク・ライフ・バランスの推進につながるものと思われまます。

子供職場参観日の実施につきましては、特定事業主行動計画の具体的な取り組みの一つとして大変意義深いものであると考えますが、生駒市を初め、既に取り組んでおられる民間企業等を参考にしながら、今後は調査研究を重ねてまいりたいと存じます。以上でございます。

〔11番議員挙手〕

○議長（長澤龍夫君） 田中敏弘君。

○11番（田中敏弘君） 今、総務課長からいろいろと施策を講じておるというような内容の話でございましたが、いわゆる結論で申しますと、人事異動に関しては、適切な人事異動というような言葉がございましたが、なかなか適切ということが一概で言えるのか言えんのか、大変だろうなと思いますが、過去に自己申告制度があったというようなことで、いろいろ総合的に対応してもらいたいということをお願いしておきます。

公務員の副業については、やはり上から目線ではなくて、職員が実際にどう考えておるかというようなことで、職員組合もございますので、その辺で意向調査をして実態把握ということも必要ではないかなと、このように私は思っております。

それから、ちょっと1問忘れましたが、8月26日にメディア報道がございました。厚労省の若手職員チームが直轄大臣である厚労省に業務見直しを求める緊急提言を手渡しとメディア報道がございました。長時間労働が多い現状を踏まえて、圧倒的な人員不足などの改善を求めたとのことでございます。

養老町、直近の3年間の残業勤務手当の実績を見ますと、予算と決算との差額が平成28年度から29年、30年度を見ますと1,000万円以上予算オーバーということで、特に平成28年度は1,838万余ございました。この実績を見ましても、このことは何を物語っているのか、すなわち人員不足であると分析できるのではないかと。この現実に対して、養老町役場職員数は足りておるのかどうかということをお尋ねいたしたいと思いますし、いろいろ職員さんの姿勢について申し述べましたが、今求められている職員の姿としてどのようにお考えか、また大橋町長は、町長に初めて就任された所信表明の中に8つの基本プランを掲げられました。その中の一つに、役場を真に町民に役立つ場所にするため、町民の視線で発想と行動ができるよう職員一人一人の意欲や士気を高めますと述べられましたが、達成度としての評価はどれくらいかお尋ねをいたしたいと思います。

○議長（長澤龍夫君） 養老町長 大橋孝君、答弁。

○町長（大橋 孝君） 今後求める職員の姿ということでよろしいでしょうか。

全国的に働き方改革が叫ばれ、今後は各地方自治体に大きな変革を求められる時代を迎えてまいります。これまでの画一的な地方行政から脱却し、より一層地方自治体に権限を移譲し、より自由度を高め、各自治体が自分たちの考えで地方行政、住民サービスを行う体制、地方自治体の自己責任のもとで自立と個性の発揮が求められる時代へと変化していくことと思われまます。

公務員として最も大切にしていることは、住民の満足度の向上でございます。職員は全体の奉仕者として住民の声に耳を傾け、常に住民の目線に立ち、住民から信頼される職員であることが第一と考えます。また、前例踏襲や既存の枠組みに捉われない柔軟な発想と広い視野を持ち、新たな課題に果敢に挑戦し、仕事や自分自身を変革することも大切であると考えます。そして、何事にも協力し、チームとして業務を遂行していくことも非常に重要だと考えております。

部や課を超えて職員一人一人が意欲を持ち、職員一丸となって取り組んだ養老改元1300年祭では、職員同士の連携により、職員間のコミュニケーション能力が高まり、達成感や充実感を得ることができたと思っております。

また、今年度は特命事項推進チームを編成いたしまして、8つの懸案事項に対して職員が主となり、課題解決に向け、積極的に調査研究を重ねているところでございます。職員全員で情報の共有化を図り、職員みずから協力し合って働き方を効率化できる組織を構築し、質の高い行政サービスを提供していくことが働きやすい職場づくりにもつながっていくものと考えますので、職員間のチームワークを尊重し、職務を遂行できる

よう鋭意努力してまいりたいと思います。以上です。

○議長（長澤龍夫君） 中島総務課長、自席にて答弁。

○総務部総務課長（中島恵美君） 厚生労働省の業務見直しを求める緊急提言についてということで、当町については類似点があるように思われるが、大丈夫かということかと思いますが、こちらについてですが、毎年退職者の人数、あと育児休業者ですとか病気休暇者の人数、あと退職後の再任用職員となる人数などを勘案いたしまして、新規採用職員の人数を調整の上、適正な人員配置を行っております。

また、通常業務に加えまして、国の施策等に伴い行う特別な業務などが加わってくる場合には、その部署に対してあらかじめ多目に人員配置を行い、また確定申告などの繁忙期には応援態勢をとり、人員を増加するなどの対応をしております。ただ、やむを得ない事情につき、年度途中での病気休暇者や退職者が出るなどの不測の事態が生じますと、人員不足を招くおそれが出てまいります。人員不足になりますと、過重労働になることも考えられますので、その際には臨時職員を採用して対応をしております。

今後も引き続き適正な人員配置に努めるとともに、月 1 回開催の衛生委員会にて、各部署の状況を各所属長がしっかりと現状把握を行い、現状に即し適宜対応するなどして、円滑に業務が遂行できるよう努めてまいり所存でございます。以上でございます。

〔11番議員挙手〕

○議長（長澤龍夫君） 田中敏弘君。

○11番（田中敏弘君） 先ほど、町長さんの運転手さんが集まらないというようなことで、非常に職員の方が皆さん入れかわり立ちかわりといいますか、交代でやってみえるというようなことで、本当に早急に専用の運転手さんを雇っていただきたいのと、このように強力に要望しておきます。

働き方改革関連法の多くは、過重労働と健康被害を防止するためのものであります。人の健康、生命にかかわる重大なことであるため、罰則を科せられる改正規定も存在します。コンプライアンスの点からも完全な施行を希望し、一般質問を終わります。

○議長（長澤龍夫君） 以上で、11番 田中敏弘君の一般質問を終わります。

これより暫時休憩とします。再開は13時といたします。

（午後 0 時 03 分 休憩）

（午後 1 時 00 分 再開）

○議長（長澤龍夫君） 休憩を解き、再開いたします。

次に、9 番 早崎百合子君。

○9 番（早崎百合子君） 議長に発言のお許しを得ましたので、通告に従いまして 1 項目一般質問させていただきます。

職員提案事業の積極活用についてお伺いします。

現在、地方公共団体の置かれている状況は、多くの住民の要望と対応に限界のある財

政状況のはざまで、その方向性について厳しい選択を迫られていると思います。養老町でも同様の状況だと受けとめています。

そんな中、町民の皆様方が行政側と積極的に協働していくのは望ましい姿であると考えています。自分たちの町の将来は自分たちで考えるのが当然の姿だと思います。知恵を出し合い、この地域のために何ができるのかを真摯に考え、取り組む人々の存在こそ、地域力そのものだと思います。私自身もそんな思いを抱きつつ、日々活動しております。

さて、6月議会における子供医療費無料化に関する私の質問への御答弁の中で、昨年度の職員提案事業選定においても提案がありましたが、財政状況等から現状維持を考えていると職員提案事業への言及がなされました。職員の皆さんからいろいろな提案をいただくのは、施策選択の多様性を確保する意味で大変重要だと考えております。

そこで、今回は職員提案事業の経緯、現状、成果などなどについてお伺いをいたします。

質問冒頭で、自分たちの地域の未来は自分たちの手でつくるべきものとお話しさせていただきました。職員の皆さんは、地域の将来に責任を持つ実行役を担っているのですから、いろいろな考えを持っておられることと思います。それぞれの所管事項について、真剣に取り組まれることは当然のことではありますが、日々の業務の中で、所管外の事項についても関心を持ち、それを何とか施策に生かしたいと考えたとしても何の不思議もないと思います。職員の皆さんは人事異動でいろいろな仕事に携わられることとなりますが、現在は自分の所管事項でないとしても、関心を持っていただきたいと願っております。

近隣市町の状況は、2019年8月時点では、海津市がその職員提案制度を活用されております。また、各務原市では職員提案制度「あさけんクエスト」の名称で公開審査会を開催されており、提出された提案の公開審査が行われ、職員それぞれが自分たちのアイデアをプレゼンされています。審査を経て採択された議案については、次年度以降に予算化され、事業として進められております。

養老町には、平成31年4月1日現在の職員数は、正社員275名、臨時職員246名、合わせると相当数521名の職員が働いておられます。その人たちが自分の思いを職員提案できる場があれば、とてもよいことだと思います。体制整備、課題整理、実効性への透明性確保など、課題は多々あると感じておりますが、それらを考慮しても職員提案事業は意義深いものと受けとめています。

そこで、3点の事項について、行政側の見解を求めます。

1点目、職員提案事業の経緯について。1. どんなきっかけで開始されたのか。2. いつから開始され、現在の提案数、施策として具体化された事例は。

2点目、職員提案の検討集約方法について。1. 誰がどのような場で職員提案を審査、採択されるのか。2. 職員提案を公表する考えはありますか。

3点目、職員提案事業の今後の流れについて。1. 職員提案事業を今後どのように行政、制度の中に位置づけていかれるのか。2. 取り扱い要綱など、制度根拠はありますか。あるのなら概要をお示ししてください。

以上、明確な御答弁をお願いいたします。

○議長（長澤龍夫君） 松岡総務部長、答弁。

○総務部長兼企画政策課長（松岡弘泰君） それでは、職員提案事業の積極活用についてということで、具体的な内容になりますので、私のほうからお答えさせていただきたいと思います。

早崎議員から、今3点について御質問をいただきました。私のほうから一括で回答させていただきたいと思います。

平成27年に実施された国勢調査をもとに、国立社会保障・人口問題研究所が平成30年3月に、将来の人口を都道府県別、市区町村別に求めた日本の地域別将来推計人口を公表いたしました。この結果により、本町の将来推計人口はこれまで以上に速いスピードで人口減少が進行していることが明らかとなりました。さらには、全国平均では上昇傾向にある合計特殊出生率も、本町では依然として減少傾向にあります。

このようなことから、人口減少対策は喫緊の課題であり、全職員が危機意識を共有し、全庁的に対応することが急務であるため、町長より指示を受け、全職員を対象として、所属部署にとらわれることのない施策提案を平成30年8月に募りました。

提案のあった事業や取り組みは272件であり、内訳といたしましては、新規事業74件、補助金等の新設37件、企業誘致32件、行財政改革20件、支援制度の拡大109件でございます。

提案内容につきましては、各課の係長級の職員を主たるメンバーとしたプロジェクトチームを設置し、平成30年10月から11月にかけて、人口減少対策に効果が期待できるコンセプトであること、実施内容に具体性がある提案であること、費用対効果を中心に検討し、10件の提案に絞り込みを行いました。

この10件の提案について、平成31年1月以降に予算化を検討し、財政状況や実現可能性を考慮した上で、若者定住マイホーム取得支援事業・三世代ハッピースマイル事業及び空き家利活用促進事業の2件を平成31年4月より実施しております。

現在のところ、提案された内容を公表する予定はございませんし、要綱等もございません。

今後につきましては、現在町長から特命事項推進課に指示のあった主要8項目について推進チームを設置し、議論していますので、社会情勢の変化や町を取り巻く状況を注視し、課題の重要度や緊急度を勘案しつつ、全職員一丸となって取り組んでまいります。以上でございます。

〔9番議員挙手〕

○議長（長澤龍夫君） 早崎百合子君。

○9番（早崎百合子君） 詳細に御答弁をいただきありがとうございました。

2点について、再質問させていただきます。

1点目、職員提案についての審査が組織内部で実施されているようですが、外部有識者の意見を取り入れ、より事業効果の高いものにしていくお考えはありますか。組織内で所管事務を直接担当する職員が提案する事案については、当該組織の判断でできればよいのですが、先ほどの御答弁のとおり、所管外職員の知恵も凝らした幾つかの提案であるなら、外部評価を得て、採否・改善も含めて決めるのも一つのあり方だと思うのですが、見解をお伺いします。

2点目、職員提案事業に続いて、町の行政施策の全般について、町民の皆さんから提案を募ることは考えておられますか。見解を求めます。

○議長（長澤龍夫君） 養老町長 大橋孝君、答弁。

○町長（大橋 孝君） 早崎議員の再質問についてお答えをさせていただきます。

まず、1点目の外部有識者による審査についてでございます。

職員提案事業につきましては、緊急度の高い課題に関して実施していくことが想定され、スピード感が大変重要となります。また、各職員の町政に対する考えの把握や、職員への向上心の醸成、能力アップなども目的としており、施策を取り入れる段階においては、必要に応じて外部の有識者の意見も伺っております。

2点目についてですけれども、町民の皆様方からの事業提案についてということでございますけれども、事業そのものの提案につきましては予定はございませんが、現在町では各種委員会の公募委員を募集したり、計画策定の過程において、アンケート調査やワークショップ、座談会などを開催しております。

また、各地区での行政懇談会でいただいた御意見も考慮しながら事業を実施しておりますし、地域自治町民会議が設置されている地区では、地域協働事業として御提案をいただいた事業も実施をいたしております。

町民の皆様の意向を反映することは町政運営の第一歩でもありますので、実施方法に工夫を凝らし、意向の把握に努めてまいりたいと思います。以上です。

〔9番議員挙手〕

○議長（長澤龍夫君） 早崎百合子君。

○9番（早崎百合子君） 御答弁をいただきました。

職員提案事業は、職員が直接町長へ町政運営に関する新しい施策、事業などを自由な発想で提案できるもので、庁内の組織力の向上を目的とした事業だと認識しております。

また、特例事業推進チームも、課題の重要性や緊急度に勘案しつつ、多方面から情報収集して、現実の施策に活用していただくことを期待し、質問を終わります。

終わります。

○議長（長澤龍夫君） 以上で、9番 早崎百合子君の一般質問を終わります。

次に、13番 水谷久美子君。

○13番（水谷久美子君） 発言の許可を得ましたので、通告に基づき2件で質問をいたします。

1件目は、西美濃厚生病院の病床再編について伺います。

2012年8月、社会保障・税一体改革関連法が成立し、県下の医療改革が動き出しました。その1つである社会保障制度改革推進法で、自助、共助、公助などの基本的な考え方を整理し、医療、介護、年金などの個別分野の見直しを示すとともに、さらなる具体化のため、社会保障制度改革国民会議が設置され、2013年8月に報告書が提出され、報告書には、医療改革を医療・介護分野の改革と位置づけ、介護と一体化に見直すことを提起しました。

2014年に制定された医療介護総合法は、第4条において、都道府県が地域における医療及び介護の総合的な確保のための事業の実施計画を作成すること。第5条において、市町村が同じく実施に関する計画をと定めています。

今回の西美濃厚生病院の病床再編は、養老町の人口減、医師不足や建物の一部耐震化問題などもありますが、一連の国や県の地域医療構想と病床機能の分化の流れの中で、病床の総量規制から、急性期、回復期、慢性期、新たに介護医療院の新設を構想したものとさいしています。

私たち全議員が今回の再編計画を知ったのは、7月8日の議会全員協議会後のことでした。私自身は、6月25日の党の議員会議で、池田町・揖斐川町の議員から報告を受けましたが、口頭での内容を受け入れることができませんでした。

これまで西美濃厚生病院が、養老町も含め地域医療、医療行政にもたらす貢献が多であり、この病床再編に大きな不安を感じます。町民の健康や命にかかわる新構想策定に対し、次の点で質問をいたします。

1点目は、町長がこの新規構想を知ったのは、いつ、どこで、誰からでしょうか。

2点目は、西美濃厚生病院が当町の医療行政に果たす役割をどのように認識されているのでしょうか。

3点目は、現在の15診療科の存続と病床機能についての見解を求めます。

4点目は、救命救急、健診機能、災害時の拠点について、再編後の位置づけについて伺いたいと思います。

5点目は、岐阜県厚生連、西美濃厚生病院へ町としての要望書を提出すべきと考えますが、その見解について求めます。

○議長（長澤龍夫君） 養老町長 大橋孝君、答弁。

○町長（大橋 孝君） 水谷議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず1点、私がこの新構想を知ったのは、いつ、どこで、誰からかということでござ

いますが、本年1月25日開催の西美濃厚生病院運営協議会におきまして、J A岐阜厚生連・揖斐厚生病院の病院機能の再編と、西美濃厚生病院の病床数の変更等の構想を初めてお聞きをいたしました。

その後、本年6月5日の午後に、役場公室にてJ A岐阜厚生連理事長、理事2名、西美濃厚生病院院長、事務局長とお会いし、J A岐阜厚生連が作成された資料をもとに、新病院構想、西美濃厚生病院、揖斐厚生病院の再編等の説明を受けました。

2点目についてでございます。

西美濃厚生病院をどのように認識しているかという御質問でございますが、西美濃厚生病院は、町内の中核的病院として、急性期への対応を含め、救急、休日夜間対応可能な病院であります。とりわけ健診センターを中心に多くの住民の方々に積極的な健診を行い、疾病の予防、早期発見の予防医療への大きな成果を上げておられます。

また、町内唯一の急性期対応病院であり、最新の画像診断機器や、高度な医療機器・手術機器が配備されており、専門医による的確な治療が行われております。

さらに、専門スタッフによる最新のリハビリ器具を用いて、リハビリが必要な方々への回復期医療や、退院後の在宅医療の後方支援病院としての介護サービスの相談など、地域包括ケアの役割も果たしておられ、町の地域医療の基幹病院であると考えております。

町といたしましても、救急指定病院運営補助金を交付し、一定の経営リスクを受けながら医療提供に当たる西美濃厚生病院を支援しております。さらに、医師の偏在化による医師不足問題への対応として、岐阜県地域医療確保事業補助事業を活用し、岐阜大学大学院研究科の寄附講座、例えば、地域腫瘍学、循環呼吸先端医学、先端画像開発、周産期女性医師活躍支援の講座を開設しております。この事業は、J A岐阜厚生連を中心として町も事業補助を行い、岐阜大学と西美濃厚生病院の連携の強化を図りつつ、専門医師確保の一助といたしております。

3点目の15診療科の存続についてと、病床機能についての見解でございます。

今後の高齢者の増加が予想される中において、第7期岐阜県保健医療計画、平成30年から5カ年計画でございますが、将来における医療需要に基づく病床の必要量を勘案の上、西濃圏域の医療提供体制が見直されております。

その中では、大垣市民病院が西濃圏域の急性期医療、急性疾患または重症患者の治療を24時間体制で行う医療ということでの中心を担うものとし、その他の急性期医療を担う病院は、救急医療体制の確保に配慮しながら、急性期を経過した回復期の患者への在宅復帰に向けた医療や、リハビリテーションを提供する機能を中心とした医療にシフトするものとされております。

また、岐阜県の人口10万人当たりの病院勤務医師数は、全国42位、平成29年度でございますが、と低迷している中、特に西濃圏域は、県内の他医療圏域と比べて一番少ない

状況にあります。

このような中、J A岐阜厚生連からは、西美濃厚生病院においても医師の高齢化や退職補充がないなど深刻な医師不足が課題であり、診療科の存続に向けて、できる限り医師の確保に努められると伺っております。

また、今後の病床機能については、現在のところ、回復期、急性期地域型を含みますけれども、慢性期、介護医療院が想定をされており、新病院との連携強化を含め、医師確保状況等、さまざまな動向を踏まえながら、対応を検討されております。

4番目の質問、救命救急、健診機能、災害時拠点についてという御質問でございますが、現在、養老町における救急医療体制については、救急救命士がトリアージを行い、西美濃厚生病院では対応できない高度急性期医療、脳疾患、心臓疾患等の対象者は、大垣市民病院へ搬送している状況でございます。

今後の救急医療体制については、医師の確保状況を踏まえ、可能な限り受け入れに努められるとのことでございます。

また、健診機能については、現在、病院内に健診センターが設置されており、養老町の住民健診や地元企業などの健診事業に御協力をいただいております。今後とも、疾病の早期発見といった予防活動と、地域住民の健康管理活動に引き続き御尽力をお願いするものでございます。

災害時拠点につきましては、現在、岐阜県では基幹災害拠点病院2病院、これは岐阜県総合医療センターと岐阜大学附属病院と、それから地域災害拠点病院10病院が指定を受けております。西濃医療圏域では、大垣市民病院が大規模災害時における災害医療の拠点病院となっております。

今般の建設予定の新病院は、災害拠点病院の要件を満たす施設整備を行い、西濃医療圏における2番目の災害拠点病院の指定を目指しているというお話でございます。

大規模災害発生時には、西美濃厚生病院は災害拠点病院などと連携をし、災害医療に努めるとともに、災害医療チームの派遣や、被災地からの救急患者、慢性期患者の受け入れなど、J A岐阜厚生連関係病院の相互支援体制を整えておられます。

なお、西美濃厚生病院と海津医師会病院との間で、災害時における相互支援に関する協定書を締結しており、災害時には双方で連携・協力を行い、適切な医療を提供することとされております。

それから5点目、養老町として厚生連への要望書の提出という御質問でございますけれども、西美濃厚生病院の病床再編に係る課題につきましては、揖斐厚生病院の病院機能の移転・再編とは状況が異なることから、要望書等の提出は検討しておりませんが、引き続き関係機関と連携し、医療需要に応じた病院機能が維持され、地域住民の健康保持・増進に尽力いただけるよう、情報交換に努めてまいりたいと思います。以上でございます。

○議長（長澤龍夫君） 水谷久美子君。

○13番（水谷久美子君） 再質問をいたします。

1点目は、構想を初めて町長が知られたのは1月25日、2回目が6月5日ということでした。当然、議会や町民への報告をどの時期にどのような形ですべきなのかと苦悩されたと察していますが、西美濃厚生病院関係者との件で相談したことがおありだったのでしょうか、なかったのでしょうか。

2点目は、この間、議会に町長から何の説明もありませんでした。その理由は何だったのでしょうか。

3点目は、新設を打ち出している介護医療院56床は、第7・8期の介護保険事業計画や老人福祉計画にかかわってきます。財源も含め、被保険者に大きな財政負担を強いることになると思いますが、現時点で推計されているのでしょうか。町と西美濃厚生病院との協議などはどのように今後行われていくのでしょうか。

4点目は、町民が新構想を知り得ないがゆえに、誤った情報や不安が広がっています。現時点で町長は、西美濃厚生病院はどうなるんだというふうな素朴な率直な質問に、どのように説明をされるのでしょうか。町民の命と健康を守り、地域保健医療行政に責任ある町長の見解を求めるものです。

5点目は、地域医療構想では、2025年までに病床のさらなる削減を進め、5月に都道府県に対し、構想区域ごとの調整会議で公立病院などの対応方針の再検証を要請したという報道がありますが、西美濃厚生病院は公の公立病院などに位置づけられるのでしょうか。

○議長（長澤龍夫君） 養老町長 大橋孝君、答弁。

○町長（大橋 孝君） 5点の再質問にお答えをさせていただきます。

まず、議会に説明がないという御質問でございますけれども、本年1月25日の西美濃厚生病院運営協議会において、J A岐阜厚生連から病院機能の再編等の構想を知らされたわけでございますが、その時点では、構想計画の詳細については、厚生連組織の課題として検討を重ねておられるとのことでございました。

また、6月5日にJ A岐阜厚生連役員から具体的な資料に基づく説明の中において、6月末に西美濃厚生病院職員への説明会が実施される予定であることから、公表を控えてほしいとのことでございました。

その後、6月13日、揖斐・西美濃厚生病院に再編成に関する新聞報道がなされたことは、私自身驚きでございました。なお、J A岐阜厚生連からの構想計画の説明会については、町長・副町長には6月19日に、また西美濃厚生病院職員には6月26日に、町議会、全員協議会においては7月8日に同様な説明会を実施いただいております。

3点目の、今後、町と西美濃厚生病院との協議などはどのように行われていくのかと

いう御質問でございます。

現在、第8期養老町介護保険事業計画策定に向け、在宅調査などを進めておりますが、第7期養老町介護保険事業計画では、高齢化率を34.34%と見込んでおります。

また、第1号被保険者のうち、要介護など認定率を21.1%と見込んでおり、増加傾向にある介護サービスの需要と比例して、新たなサービスの一つである介護医療院の需要についても同様であると推計されます。

また、介護医療院の新設に係る財政的措置に関する事項については、現在推計中でございます。介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準、平成30年厚生労働省令第5号の第39行において、介護医療院は地域に開かれたものとして運営されるよう、地域の住民やボランティア団体、また市町村との綿密な連携に努めることが規定をされております。介護サービスの需要と、必要となる適正なサービス料等については、西美濃厚生病院のみならず、各介護サービス事業所とも連携を図りながら進めてまいります。

4点目において、町民の生命と健康を守り、地域保健医療行政に責任ある私の見解ということでございます。

このたびのJA岐阜厚生連が運営する医療機関のうち、揖斐厚生病院の建物耐震化問題に対応する新病院の建設及び医療機能などの再編と、県全体の病床数等の見直し、また介護医療の需要バランスの見直しの面から、新病院構想と、西美濃厚生病院再編計画が新聞報道等から町民の皆様に明らかになってきたところでございます。町民の皆様の御心配は西美濃厚生病院の機能が今後どのように変わっていくのかということであるというふうに認識しております。現時点では、再編計画の詳細はJA岐阜厚生連と関係機関が協議・検討中のことでございます。具体的に申し上げることはできませんが、医師確保が急務の課題であるとし、岐阜大学及び新病院との連携により、西美濃厚生病院の機能の確保に努められると伺っております。

今後とも、関係機関との連携により、具体的な公表すべき事実が判明した場合、速やかに広報等を通じてお知らせすべきと考えております。

次に5点目、公立病院のうちに入るかという御質問でございますけれども、公的医療機関については、医療法第31条の規定から、厚生農業協同組合連合会が開設する医療機関も位置づけられており、都道府県知事の地域医療対策の実施に協力するものとされており、西美濃厚生病院は公立病院などに相当すると承知をいたしております。以上でございます。

〔13番議員挙手〕

○議長（長澤龍夫君） 水谷久美子君。

○13番（水谷久美子君） ただいまの答弁の中で、西美濃厚生病院は、医療法第30における公的医療機関などであることが答弁の中で明らかになりました。公的医療機関、都

道府県、市町村、地方公共団体の組合、国保連合会及び国保組合、日本赤十字社などの中に公的医療機関として西美濃厚生農業協同組合連合会西美濃厚生病院が位置づけられるわけです。

厚労省は、地域医療構想をてこにした病床削減を既に合意された公立病院などの同構想の対応方針を再検証を要請する取り組みを具体的に進めました。その内容として、周産期医療などの医療機関に関する夜間救急受け入れの中止、一部の病床を減少、急性期医療からの転換などの対応を例示しています。

要請を行う公的病院などの対象については、がんや救急、周産期など多数の診療領域で実績が特に少ない、自動車で20分から30分以内の距離に同程度の実績を持つ病院があるなどを要件に、2020年9月末までに合意を得よう求める方針です。

今回、町や議会に示された西美濃厚生病院の病床再編の基本的な考え方は、2023年度からの病床機能における再度の再検証もあると町長は理解されているのでしょうか。

2点目は、西美濃厚生病院の再編を町長がどこまで深刻に受けとめ、財政状況をつかんだ上で、町としての支援を検討するかも問われていると私は思います。

西美濃厚生病院の経営状況に心配する町民の声もありますが、経営状況の把握を町長はしておられるのでしょうか。

3点目は、今後、町民には広報などを通じて情報を提供するということですが、議会へはどのような形で情報を共有するお考えなのでしょうか。いろいろないきさつがあっても、余りにも町長の言葉で今回の西美濃厚生病院の再編を、私は、議会は聞きたかったと思います。もちろん西美濃厚生病院の真摯な対応にもありがたく感じましたし、7月8日には西美濃厚生病院の方たち、県の関係の方たちが、本当に養老町で西美濃厚生病院の存続を、責任を果たそうという一生懸命さがすごく伝わってきましたけれども、これからも西美濃厚生病院に直接議会が要請して進みぐあいなどを説明するのか、その辺を町長は西美濃厚生病院と議会に対してどのような形で要請されていくのか、お尋ねしておきたいと思います。

4点目は、高齢化社会の中で、免許証返納、高齢者世帯がふえる中で、インフラが整備され、町外の総合病院が近くなると言われても、交通手段も含め、精神的な負担が大き過ぎる、西美濃厚生病院を守ってほしいとの声が寄せられます。西美濃厚生病院は、町民の命と健康を守り、養老町の発展に昭和30年の開設から65年間貢献してきた歴史ある病院です。

私ごとで大変恐縮ですが、本日9月8日は、昨年、夫がうっ血性心不全で西美濃厚生病院で69年間の人生の幕をおろした命日です。頻繁に見舞い、残された命に家族が向き合えたのは、西美濃厚生病院が養老町にあったことです。患者にとっても、家族にとっても、すぐ駆けつけられる安心感や信頼感が西美濃厚生病院にはあります。

町として、この声に寄り添い、人口減少に歯どめをかけるためにも、地域医療を守り、

推進するため、私は要望書は揖斐病院とは違うということでしたが、具現化をしていただきたいし、もちろん議会としても連名で要望書の具現化に取り組む必要があると考えますが、再度この点で伺って、この質問を終わります。

○議長（長澤龍夫君） 久保寺住民福祉部長、答弁。

○住民福祉部長兼健康福祉課長（久保寺利明君） ただいまの水谷議員の質問の中で、病院の財政状況等のお尋ねがありました。そちらについて、私のほうから回答させていただきます。

先ほどの町長の答弁の中にもありましたように、西美濃厚生病院につきましては、救急指定病院運営補助金、また岐阜県地域医療確保事業補助ということで、補助金を2本出しております。救急指定病院運営補助金につきましては、昨年度までで4,000万、こちらはちょっと町の財政状況が厳しいということで病院側に説明をいたしまして、減額でこちら3,400万円になっています。

あと、岐阜県地域医療確保事業補助事業につきましても、昨年度までは660万、これは2分の1が県の補助でございます。こちらにつきましても、今年度は減額しまして600万という補助金額になります。先ほどの救急指定病院の補助につきまして、こちらは特別交付税に算定されるということになっておりますけれども、町の財政を説明して減額させていただいた状況です。

当然、補助するに当たっては病院の財政状況がどうなのかということ、事業補助についてはその事業に関しての予算書、決算書しか出てまいりません。そうした中で、重立ったものは人件費になるんですけれども、そういったものに充てられております。そうした中で、西美濃厚生病院、厚生連とも、決算書は公表されておりましたが、財政状況について御確認したところ、特に西美濃厚生病院などでは、患者数の減少により診療報酬等は減少しておりますが、健全経営であるというふうに回答いただいております。以上です。

○議長（長澤龍夫君） 養老町長 大橋孝君、答弁。

○町長（大橋 孝君） 1点目の、再編もあり得るかという問題でございますけれども、国のほうの計画に基づきまして、町のほうとしても検討していかなければならないというふうには理解しております。

また、今後も支援をしていくのかということでございますが、今のようになんかさまざまな補助もございまして、やはり西美濃厚生病院、私としては、本町においては大変重要な病院であるというふうに認識をいたしておりますので、できる限りの御支援を申し上げたいというふうに思います。

また、議会への説明でございますけれども、詳細なるものについて、やはり直接西美濃のほうからお聞きするのが一番御理解しやすいのではないかと思います。この点につきましては、また私の思いも皆様方の議会へお伝えするためにも、できれば一緒にな

って説明をさせていただきたいというふうに思います。

それから4点目でございますけれども、西美濃厚生病院は、公立病院、いわゆる町営の病院ではございませんので、それぞれの事情によって再編したり、それから移転したりというようなことがございますけれども、そういった中でも、養老町としては中核的役目を担っていただいている病院でございます。できる限り、その点は要望をしたいと思いますが、文書による要望書というものは今のところ必要がないのではないかというふうに考えております。以上です。

〔13番議員挙手〕

○議長（長澤龍夫君） 水谷久美子君。

○13番（水谷久美子君） 次いで、加齢性難聴対策についての見解を求めます。

ことしの敬老会は、耳が遠くなり、町長さんの言葉や皆さんとの会話がはっきり聞こえず、迷惑をかけるので、残念だけど欠席させてもらうわ。サロンに行くのを楽しみにしていた常連さんが最近姿が見えなく、お尋ねすると、耳が遠くなり足が遠のいたと言われた。行事をお世話する方々からこんな声が寄せられ、今議会で取り上げる根拠となりました。

2015年、日本補聴器工業会調べでは、難聴者は推定1,400万人、世界保健機構が示す聴力が中程度の41デシベル以上の装置基準にすると、補聴器が必要と見られる対象は820万人に上ります。難聴の程度が高度難聴、聾者の障害認定者には補聴器の購入に健康保険や公的な補助が適用されますが、中・軽度難聴は全額自己負担となります。

補聴器は、眼鏡、義歯、入れ歯ですね、歩行具などに比べ、余りにも高額です。岐阜県補聴器センターが定期的に新聞折り込みするチラシには、耳穴式は7万8,000円から53万円、耳かけ型は5万円から67万円と広告しています。年金暮らしや低所得者の方々にとり、余りにも負担が多過ぎます。

1点目は、補聴器購入に公的補助の創設を求めますが、その見解を伺います。

2点目は、第7期養老町介護保険事業計画・老人福祉計画、いわゆるシニアプラン21、第3次養老町障害者計画、第4期障害福祉計画、いわゆる障害者プランにおいても、聞こえのバリアフリーに特化した施策は皆無ではありませんか。町として、難聴対策に着目した具体的な施策の方向づけについて伺います。

3点目は、聴力の衰えは脳の活動に影響します。周囲とのコミュニケーションがとりづらくなれば、社会から疎外され、認知症にもかかりやすくなります。専門家によれば、認知症の8割が加齢性難聴の放置が背景にあるとの指摘もあります。難聴対策は、認知症予防可能な最も大きいリスク因子と考えますが、その見解を求めます。

4点目は、聴覚障害者手帳を交付されていない中・軽度難聴者への町の対策を求めるものですが、具体的には、聞こえの程度と難聴者数の推計について、町として把握されているのか伺いたいと思います。

5 点目は、身近な地区公民館などの公的施設や、家庭への磁気ループの設備設置や、家庭への対応支援を求めるものですが、そのお考えをお聞かせください。

最後に、障害者総合支援法に基づく補装具支給制度の対象は、極めて限定的です。国は、高齢者の社会参加、定年延長や再雇用を求めており、耳が聞こえにくい大きな障害であり、補聴器は高齢者の社会参加の必需品です。国が難聴を医療保険対象と認めるよう、市町村会などを通し、国に要望書を提出されるようイニシアチブを発揮していただきたいと思います。

○議長（長澤龍夫君） 久保寺住民福祉部長、答弁。

○住民福祉部長兼健康福祉課長（久保寺利明君） ただいま水谷議員から、加齢性難聴対策について6点にわたって御質問いただきました。

私のほうから、1番目から5番目について回答させていただきます。

まず1番目の、補聴器購入に公的補助の創設を求めるというその見解、また町として難聴に着目した具体的な施策はということ、こちらは関連性がございますので一括で返答させていただきます。

補聴器購入の公的補助につきましては、現在、障害者総合支援法に基づく補装具費支給制度において、各市町村が実施主体となり、岐阜県の判定機関であります更生相談所や補装具業者と連携し、平成29年度の実績において、購入が1件で7万1,966円、修理が6件で8万2,489円。30年度の実績は、購入が7件で51万7,418円、修理が2件で4万6,604円の公費負担をしており、聴覚障害者からの支給申請に対し、適切に対応しているところです。

難聴に着目した施策といたしましては、障害手帳の交付対象とならない軽度、中等度の18歳未満の難聴児に対し、補聴器の購入に要する費用を岐阜県と町とで3分の1ずつ助成をしております。

今後、町として難聴対策に着目した具体的な施策の方向性につきましては、令和2年度末に策定予定の次期計画の策定作業を今進めておるわけなんです、その中で、現在、対象者へのアンケートや関係団体とのヒアリングを進めております。今年度末に国から示される次期の障害者福祉計画等に関する基本指針等を参考に対応を考えてまいりたいと存じます。

3点目の、難聴は認知症予防可能な最も大きなリスク要因と考えられる、そちらに対する見解ですが、こちらにつきましては、難聴と認知症との関係につきましては、厚生労働省が策定しました認知症施策推進総合戦略において、認知症の危険因子として加齢や高血圧のほか、難聴も一因として上げられておりますが、一部の認知症を除きましては、その発症に至るメカニズムは解明されていると言えず、また難聴の補正が認知症予防につながるかどうかの検証もまだ十分にはなされておられません。認知症の発症予防につきましては、運動、口腔機能の向上、栄養改善、社会交流など、日常生活における取

り組みが認知機能低下の予防につながる可能性が高いことを踏まえ、住民主体の運営によるサロンや、体操教室の開催など、地域の実情に応じた取り組みをさらに推進してまいりたいと考えております。

4 点目の、聴覚障害手帳を交付されない中・軽度難聴者への町の施策はとのお尋ねでございますが、先ほども申し上げました中・軽度難聴児への県の助成事業を除いては、近隣市町においても独自助成は実施しておらず、また本町といたしましても、難聴の補正が認知症予防につながるかどうかの検証もまだ十分になされていない状況であり、実施による効果が明確でないこと、さらに身体障害者手帳の交付対象とされていない中・軽度難聴者の聞こえの程度であるとか人数も把握できていないことから、中・軽度難聴者への支援につきましては、今後の課題として研究してまいります。

5 番目の磁気ループの町有施設・家庭への設置の支援に対する見解でございます。

磁気ループにつきましては、聴覚障害者用の補聴器に直接音声を送り込むための機材で、雑音の少ないクリアな音声を送ることができるということで、県内でも設置されている公共施設が幾つかあり、岐阜県聴覚障害者情報センターにおいては、この機器、磁気ループの貸し出しも行っているところです。

高齢者、障害のある方が日常生活や社会生活を営む上で直面するさまざまな障害を取り除いて、全ての人が自信を持ってみずからの意思で自由に行動でき、安心して快適に暮らせる生活環境や、あらゆる分野の活動に参加できる社会環境を整備することが必要となることから、導入方法を含めまして、需要等を勘案しながら検討してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（長澤龍夫君） 養老町長 大橋孝君、答弁。

○町長（大橋 孝君） 6 番目の、医療保険対象と認めるように市町村会などを通じて要望書を提出するイニシアチブをとれという御質問でございますけれども、難聴者へのこういった支援要望につきまして、県や市町村会との意見交換会を通じて、対応を検討してまいりたいと考えております。以上です。

〔13番議員挙手〕

○議長（長澤龍夫君） 水谷久美子君。

○13番（水谷久美子君） 再質問を行います。

2017年開催の国際アルツハイマー病会議で、認知症の約35%が予防可能な難聴、糖尿病、高血圧などの9つの原因により起こり得ると考える中で、難聴が9%の予防可能なリスク因子とされています。厚生労働省の新オレンジプランでも、難聴は危険因子の一つとして上げられています。国で検証されていないという答弁でございましたが、少し矛盾をするのではないかなというふうに思っていました。

町では、認知症対策の施策として、タッチパネルやサポーター養成に取り組んでいますが、認知症と加齢性難聴について着目した対策はありません。補聴器への補助の新設

は、独自の補助の考えはないとのゼロ回答でした。新規の補助をするには、担当課の中で、どこかの項目の予算を削減するしかないということでしょうか。

平成30年度一般会計決算審議において、観光事業振興費、3月末から4月の初めに行われた9日間で、補正予算をした夜桜ライトアップの事業でございます。附帯決議をつけ、400万くらいの削減がされましたけれども、2,472万、1日にすると231万円を使い切った、そういう事業でございました。この事業はとても町民にとり、賛否が大きく分かれる事業だったと私は考えています。これだけの予算の一部を予算化すれば、町民の福祉の向上に寄与する施策が実現すると思います。つまり、新年度予算編成には、町民にとって必要な事業は何か、財政が厳しい中で、町全体の一般会計の中で、予算編成への意識改革を求めたいのです。

2点目は、町民憲章を年間を通して一番朗唱されているのは大橋町長ではないでしょうか。私も朗唱するとき、お年寄りが豊かに暮らせるまちにしましょうということは、どういう環境づくりをするのかといつも考えながら朗唱しています。衣食住の心配がないこと、健康であることが何よりも大切。

そして、高齢者白書が最近発表した調査によれば、60代で7割、70代以上で6割の人が学習意欲が高いことから、その意欲と社会参加を保障する行政としての役割を考えます。加齢性難聴は、この高い学習意欲をそぎます。近隣市町の創設がないと言われましたが、町民憲章にお年寄りが豊かに暮らせるまちとうたっている近隣市町はありません。養老町が、独自の補助を県内一番に創設する施策の意義は大変大きく、当たり前なのではないでしょうか。

また、養老町が創設することにより、近隣市町や県・国レベルで公的支援の動きや、難聴が医療の対象として捉えられていくはずです。近隣市町はやっていないとの町の主体性を欠く答弁は、今後なしにしていだきたいと思います。この件での町長の答弁を求めます。

○議長（長澤龍夫君） 養老町長 大橋孝君、答弁。

○町長（大橋 孝君） 予算の絡む施策についての御質問でございます。

厳しい財政状況の中で予算編成に当たりましては、スクラップ・アンド・ビルドを原則といたしております。新規事業として町費のみでの予算計上というのは困難だと考えます。

そして、国に対しての要望についてでございますけれども、繰り返しになりますけれども、難聴者への支援につきましては、県においては町村会、近隣市町との意見交換については西南濃町村会等でそういった意見の交換を行いながら、対応を検討してまいりたいと考えておるものです。以上です。

〔13番議員挙手〕

○議長（長澤龍夫君） 水谷久美子君。

○13番（水谷久美子君） 65歳以上では3人に1人が、75歳以上では約7割の人が加齢性難聴と学界からも報告されています。誰もが発症する大きな問題です。予防をすれば改善される施策でもあります。予防に一番効果的なのは補聴器です。そのことを重ねて申し上げて、一般質問を終わります。

○議長（長澤龍夫君） 以上で、13番 水谷久美子君の一般質問を終わります。

ここで、小寺議員の一般質問の回答について、三和消防長より発言の訂正の申し入れがありましたので、許可します。

三和消防長、答弁。

○消防長（三和隆夫君） 議長から訂正発言の許可をもらいましたので、発言させていただきます。

小寺議員の養老町の消防についての4点目の質問の中で、女性防火クラブ、少年消防クラブ、幼年消防クラブの活動状況についての御質問の中で、「女性防火クラブは、現在8分会、会員数931名で、全会員が家庭を守る主婦で構成され」と私表現いたしました。が、昨今の社会情勢を見てみましても、多くの女性の方が社会へ進出するなど、全会員が家庭を守る主婦という表現は不適切と思われ、また養老町女性防火クラブの規約においても主婦・婦人という記載はなく、女性とありますので、「全会員が家庭を守る主婦」という表現を「町内に在住する女性で構成され」というように変更させていただきますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（長澤龍夫君） 以上で、日程第3、町政一般に関する質問を終わります。

○議長（長澤龍夫君） 会議を閉じます。

なお、議会最終日はあす9月19日木曜日、午前9時30分より再開いたします。

本日は御苦労さまでした。

（散会時間 午後2時05分）

以上、会議の次第をここに記録し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和元年 9 月 18 日

議 長 長 澤 龍 夫

議 員 松 永 民 夫

議 員 水 谷 久 美 子